

令和 5 年 1 2 月 7 日 (木曜日)

令和 5 年度南三陸町議会 1 2 月会議会議録

(第 3 日目)

令和5年12月7日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
行政管理課長	菅原義明君

町 民 稅 務 課 長	高 橋 伸 彦 君
保 健 福 祉 課 長	及 川 貢 君
環 境 対 策 課 長	大 森 隆 市 君
農 林 水 産 課 長	遠 藤 和 美 君
商 工 觀 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
会計管理者兼会計課長	男 澤 知 樹 君
上下水道事業所長	糟 谷 克 吉 君
歌 津 総 合 支 所 長	山 内 德 雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	芳 賀 洋 子 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 正 文 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 正 文
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	畠 山 貴 博
主 事	小 野 真 里

議事日程 第3号

- 令和5年12月7日（木曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第25号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第26号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第27号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第28号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 第 6 議案第 29 号 南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 30 号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 31 号 南三陸町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 32 号 南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 33 号 南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 34 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- 第 13 議案第 36 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 14 議案第 40 号 訴訟上の和解について
- 第 15 議案第 37 号 町道路線の変更について
- 第 16 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 41 号 令和 5 年度南三陸町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 19 議案第 42 号 令和 5 年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 20 議案第 43 号 令和 5 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 44 号 令和 5 年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 22 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

3日目に入りました。一般質問を終了し、今日から単行議案の審議に入ります。慎重な審議をよろしくお願ひします。

当局より配付した議案書の議案目次に誤りがあり、訂正したい旨の申出がありました。これについて正誤表を配付し、あわせて口頭により修正説明を許可します。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

議案書を表紙を1枚おめくりいただきまして、議案目次がございます。議案目次の議案第27号を御覧いただければと思います。お手元にお配りしました正誤表と見比べていただけるとお分かりですけれども、議案第27号が南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を制定する条例制定というふうに記載されておりますが、正しくは南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定ということでございますので、訂正しておわび申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、当局より議案第40号関係の参考資料の追加資料の提出があり、机上に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第25号 南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第25号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

ます。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第25号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、令和5年的人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、一般職の職員の給与を改定したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第25号南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びに給与及び勤務時間の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを細部説明させていただきます。

まず、最初に令和5年度の人事院勧告の概要について御説明申し上げます。

人事院では、民間事業者の個人給与等を4月に調査した結果、月例給については0.96%、金額にして3,869円の格差を解消するため、初任給の引上げ及び月例給については若年層に重点を置いた1.1%の引上げのほか、期末勤勉手当を0.1か月分引き上げる内容について、勧告をいたしました。国において、今年11月10日に国家公務員の給与等の引上げ法案が可決されたことを受け、本町におきましても国に準拠し、例月給、特別給の支給割合を改正するものでございます。

議案参考資料の6ページを御覧願います。

なお、新旧対照表でございますけれども、非常に見づらい改正内容となっておりますので、今後の議案26号、議案27号にも関連いたしますので、少し詳しく説明をさせていただきます。

第1条関係では、任期付研究員の給料表の新旧対照表でございます。第1号、第2号研究員とも、各号俸でおおむね1.1%の引上げとなっております。

7ページをお開き願います。

第2条関係になります。職員の令和5年度の初任給調整手当て及び期末手当の率の改正となっております。一般職につきましては7ページ下段、第19条第2項の期末手当の12月支給を、表中、右側の現行の100分の120を、改正案で100分の125にするため、0.05月引き上げます。

8ページをお開き願います。

8ページは勤勉手当を第20条第2項、中段の（1）で現行の100分の100を、改正案で100分の105にするため、0.05月引き上げます。

先ほどお話ししました7ページの期末手当と、8ページの勤勉手当、それぞれ0.05月ずつ引き上げておりますので、合計で年間0.1月分引き上げるものでございます。

再任用職員につきましては、12月の支給で期末、勤勉手当、それぞれ0.025月引上げで、合計で年間0.05月引き上げるものでございます。

9ページからは、給料表の新旧対照表でございます。数字が細かいので、現行と改正案を見比べるのが大変ですけれども、横軸の1級及び2級で、縦軸の1号俸をちょっと見比べていただければと思うんですけれども、例えば、1級1号俸が現行15万100円になっております。改正案では16万2,100円となっているように、冒頭申し上げました初任給の引上げ及び月例給の若年層を重点とした給与改正となっているというところでございます。

次に、23ページまで飛びます。

23ページの第3条関係でございます。23ページ上段、19条で期末手当の改正、下段の20条で、次の24ページにかけて勤勉手当を改正しております。先ほど第2条関係で引き上げた年間0.1月分を、令和6年度以降の支給において、6月と12月に支給割合を平準化するものでございます。

25ページをお開き願います。

第4条、第5条関係につきましては、特定任期付職員の改正でございますが、特定任期付職員とは弁護士や公認会計士など、一定の指定されたライセンスを持った職業を雇用する場合に提供するものでございまして、本町では該当いたしませんので、詳細は割愛させていただきます。

条例の施行日については公布の日からとするものですが、第3条関係、第5条関係の令和6年度以降の支給割合の改定につきましては、令和6年4月1日から施行とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

まず、第1点目なんですけれども、この25号の最初の文言なんですが、南三陸町の一般職の任期付研究員の採用並びにということで提出されたわけなんですけれども、そのまま読むと、

任期付研究員だけのこの改正に取られると思うんですけれども、そこは問題ないのか。そこで、もちろん提案理由として一般職の職員の給与とあるんですが、ただ、このまま読んでしまうと、一般職の任期付だけが改正になると、私はそのように取ってしまうんです。そこで問題ないのか、その点1点と、あともう1点は今回1.1%ぐらいの改正となったんですが、そこでもしお分かりでしたら、実際これ改定となった場合に、一般職でどれぐらいの総額でいいんですけども、金額になるのか。期末手当、勤勉手当等も併せて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） お答えいたします。

まず、1点目の御質問でございますけれども、失礼しました。この任期付研究員の採用並びにというふうな部分の中で、等というふうな文字があると思いますけれども、条例番号の若い順から記載しておりますので、この中に一般職の給与の条例とか、あとは任期付の採用に関する条例というのが含まれていると。ただ、条例番号の若い順の一番最初が今、お話をちょっと長い件名というふうなところになりますので、説明としてはこれで例年説明しているというふうなところでございます。

2点目の今回の改正に伴う影響額というふうな御質問かと思います。影響額につきましては、全体で2,720万円ほどの増額となるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私がお聞きしたのは1点目のあれなんですけれども、等という部分に含まれているということで分かりました。

そこで2点目、一般職だけでこれぐらいの金額、2,720万円なんでしょうか。そのところを再度、今後出てくる部分のやつも含めてではなくて、今回この一般職だけの影響額は2,720万円でよろしいのか、再度確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） はい。一般職だけの金額でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そうすると、給与の分と期末手当と勤勉手当の分の内訳はお示しいただけるでしょうか。私が確認したところでは一般職840万円、そして、あと勤勉手当と期末手当合わせて780万円と伺っていたんですけども、そのところをちょっと理解できないな。お願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 私、今2,700万円とお話ししたのは、一般職の一般会計のほか、全ての特別会計全体の金額をお話しいたしました。多分、議員調査したのは一般会計の影響額ではないかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 2,700万円の影響額につきましては、一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計、下水道会計、水道事業会計、病院会計、訪問看護ステーション関係、全ての会計の合算でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） おはようございます。

ちょっと細かい部分なんですが、確認も含めてちょっとお聞きしたかった部分がありましたので、お願いいいたします。

まず、その今回の令和5年度の人事院勧告については、国の発表時期というのは8月のものでよろしかったかどうかというのが1点確認の部分と、あとは、ベースアップ等々はこの資料を見て理解しているんですけども、同時に人事院勧告というのは、ほかに人事管理に関する報告というのも同時に提出されていると思います。給与のベースアップというのはもちろんよりよい職場をつくるために必要なことというふうにも理解するんですが、同時にその給与の何でしょうね、改定だけではなくて、その人事管理に関する報告というのは国家公務員に対しては提出されていると思うんですけども、これは地方自治体にはどの程度影響するものかどうかというのをお聞きしたかったので、その辺お願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 議員お話しされたように、人事院勧告8月に勧告はされております。ただ、私説明いたしましたのは、あくまで国の閣議決定が11月10日であったというふうなところを準拠いたしました。閣議決定をもって、それに準拠するというふうな内容でございます。

2点目の御質問でございますけれども、議員お話しされたようにですね、給与面だけでなく、そういった労務管理等も含めた改正でございます。ただ、今回はあくまで給与の改正ということで、そこは割愛させていただいているということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。及川です。

前議員も聞いていましたけれども、ここの別表の9ページにありますけれども、給料表、行

政職の給料表の中で、例を申し上げますと 1 級、 1 級から 1 の 1 から始まっておりますけれども、旧、今までのは15万100円、新給料表は16万2,100円、さっきの説明ちょっと逃したのかなと思いますけれども、このランクで何%上がったのか。

それから、もう 1 点はこの現在ですね、この高卒と大卒でどこから始まっているのか。その辺、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） この給料表につきましては、全体で1.1%程度上がっていると。ただ、冒頭申し上げましたように、初任給とそういった若年層、1級とか2級を中心に手厚く上げているということですので、全体として月例給が1.1%上がっているというところで御理解いただければと思います。（「平均」の声あり） そうですね、平均ということ。ただ、さっき説明しましたように、1級とか2級の若年層を手厚く上げているということになります。

現在、高卒 1 年目ですと 1 級の 3 号俸から、大卒であれば 2 級の。

失礼しました。2点目の御質問ですけれども、採用の区分によってちょっとばらばらなんですけれども、例えば、高卒の初級でありますと、1級 5 号俸から始まるんですけども、その他という、例えば、高校卒業して 1 年とか 2 年とかたって役場に入ったという場合は、1級の 1 号俸から始まるというところでございます。大卒につきましては、1級の 25 号俸から始まります。そのほか、ちょっといろいろ例があって、全ては申し上げませんけれども、おむねそのような内容ということで御理解いただきます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今お伺いすると、全体に平均に1.1と言われましたけれども、その手厚い、若い人たちのほうに手厚くやっているということなので、その若年層の人たちは何%上がったのか、上がるのかですね。その辺、お伺いします。

それから、今お伺いすると初任給の額がその人によってまちまちですけれども、要するにまちまちなところ、今お伺いしますと、1年、2年社会経験した人が 1 の 1 級から始まる。そして、初任給で 1 の 5 から、高卒すぐ入った場合は 1 の 5 から始まるという。ちょっと矛盾があるように思うんですけども、その辺の線引き間違いないでしょうか。もう一度、答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） まず、1点目の若年層の関係ですけれども、若年層がこの給料表でいう何級から何級、何号俸までという縛りはございませんので、先ほど申し上げましたよう

に、まず初任給を高卒であれば1万2,000円、大卒で約1万円上げるというふうな改正内容で、若年層には手厚く上げております。全体の平均として1.1%上げているというふうなところでございますので、若年層が何%というふうな、そういったところはございませんので、御理解をいただければと思います。

先ほどの給料表、高卒、大卒の号俸の関係でございますけれども、基本は高卒1年目は1級5号俸から支給になります。ただ、私がお話ししたのは、社会人経験がなくて2年とか3年たって入る人もいますし、例えば、社会経験があつて入る人も、30歳前で入る人も、30歳過ぎて入る人もいるんですけれども、その社会経験があつて入る人は先ほど申し上げました1級5号俸から始まるのではなくて、社会人経験のそういった経験加算ということもありますので、それはこちらで勘案して例えば1級8号とか、1級10号俸からというふうな、そういったところで配慮しているというふうなところで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今のような説明だと分かるんです。高卒、大卒で1万円、それから高卒で、大卒で1万円、高卒で1万2,000円上げたということを、今のように説明してもらうと分かるんですけれども、前の説明ですとちょっと分かりにくかったですね。

それと、1の5から始まるんですけれども、社会人経験ある人は1の1から始まるというふうなことを先に言われたものですから、その辺、私の捉え方も悪かったのか、課長の説明も悪かったから。社会経験があるほうが、違ってくるはずなんですよね。そういうことを考えると、やっぱりこの、よそのまちは分からんんですけれども、その人の入り方、社会経験、全てのものにおいて違ってくるから、給料表は一概には言えないということが結果的な数字から持っていくとそうだと思われますけれども、現在もそのようになっているかと思われますけれども、今回は特に若年層、入ってくる人を呼び込むためにも、1万円と1万2,000円上げたということは、今後入ってくる人にとってはよいことなのかなと思われます。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 大変分かりやすい説明だったと思っております。

先般、一般質問もさせていただいたんですけども、若手の職員の方、なかなか採用をかけても集まらないというところ。そこで、人事院勧告があつて、お金のために働くのかというところはいろいろ意見もあると思いますけれども、環境整備を整えていくということは、これは非常に重要なと思います。今回の改正をもって、そういった若手の皆さんにどういうふ

うに働きかけていくのかというか、どういう職場環境をつくっていくのか、さらに踏み込んでお伺いしてみたいと思いますけれども、今回どのような影響があるか、どのようにお感じでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 今、今、この条例改正で1万円とか1万2,000円上がったとしても、すぐにそれによって若手が増えるかというと、そうではないというふうには考えております。あくまで、今後そういった若手職員が希望してもらえるような職場というふうな部分を考えますと、給料面だけではなくて、できるだけ今後採用人数を増やして、定数もございますけれども、それに見合った人員配置というふうな部分を考えながら、昨日もお話しさせていただきましたけれども、負のスパイラルに陥らないような職場環境というふうなところに向けて、頑張っていければなというふうに思っているところでございます。あくまで今回の給与改正につきましては、これがあるからというところではないというふうに思っておりますけれども、これを契機によりよい、そのほかの部分の環境整備というふうなものを行っていければと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第26号 南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第26号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第26号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与制度に準じ、常勤特別職の期末手当の支給割合を改定したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第26号南三陸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書は16ページから、議案参考資料は28ページからとなります。

条例改正の背景につきましては、先ほど一般職と同じでございます。今回の条例改正では、先ほどと同様に特別給、いわゆる期末手当の支給割合の改定となっております。

議案参考資料の28ページを御覧いただきます。

第1条関係でございます。事務次官など国家公務員一般職の指定職の改定に準じまして、期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、29ページをお開き願います。

第2条関係でございます。これは令和6年度以降における期末手当の支給割合を平準化する改定になってございます。

なお、本案につきましては、南三陸町特別職報酬等審議会に諮問し、妥当であるとの承認を得て、御提案させていただいているところでございます。

条例の施行につきましては公布の日からとするところでございますが、第2条関係の令和6年度以降の支給割合の改定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほどと似たような質問なんですかけれども、特別職3人と聞いていたんですけれども、これの影響額を伺いたいと思います。

あと、もう1点は今後というか、今後新たな特別職の採用を検討なり、予定なりしているようでしたら、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 1点目の御質問でございますが、特別職3名で影響額が22万7,000

円でございます。

2点目の御質問につきましては、現状検討はしておりません。していないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長の答弁で検討していないという答弁あったんですけれども、検討する必要はないのかどうか、その点、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一般質問でもその辺のお話ありましたけれども、その際にも御答弁していますように、現状としては考えていません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第27号 南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第27号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第27号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。本案は、一般職の職員の給与制度に準じ、議会議員の期末手当の支給割合を改定したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第27号南三陸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び

期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書は18ページからとなります。議案参考資料は30ページからとなっております。

条例改正の背景につきましては、議案第26号と同じでございます。

議案参考資料の30ページを、まず御覧いただければと思います。

第1条関係につきましては、常勤特別職と同様に12月期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、31ページをお開き願います。

31ページが第2条関係でございますが、こちらも令和6年度以降における期末手当の支給割合を平準化するものでございます。

なお、本案につきましても、南三陸町特別職報酬等審議会に諮問し、妥当であるとの承認を得て、御提案させていただいているものでございます。

条例の施行につきましては、公布の日からとするものでございますが、第2条関係の令和6年度以降の支給割合の改定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町民の方から聞かれた場合を思って、影響額を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 失礼しました。前もって、お話しすればよかったと思っております。

影響額が35万5,000円でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

30ページと31ページなんですけれども、自分たちのことですから、ただいまの説明によりますと、令和6年の4月からということもありましたけれども、この30ページでは175になる、31ページでは100分の170、こここのほうのところの説明をもう一度お願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 議案参考資料の30ページの第1条関係につきましては公布の日から、31ページの第2条関係につきましては令和6年度以降の支給に関するものでございますので、これは令和6年4月1日から施行という内容でございます。

議員お話しされました31ページで100分の、現行が100分の175が、改正案で100分の170になるという問い合わせにつきましては、この現行というのは今お話した施行の日から、つまり令和5年度は100分の175で0.1月分、令和5年度は上げます。改正案は4月1日以降の話ですので、これは現行と改正案を見ると、0.05下がっているように見えますけれども、下がっているんですけれども、それというのはさっき言いましたように、令和5年度12月支給で上げていますので、1年分を、令和6年の4月1日からは当然6月と12月の支給がございますので、平準化しているというふうな内容。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 丁寧な説明に基づき、理解いたしました。ありがとうございます。

副町長、変な顔をしないでください。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第28号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第28号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第28号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者で出産する予定又は出産した者に係る国民健康保険税の均等割額及び所得割額の減額について規定するため、南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第28号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

議案書については20ページから22ページ、議案関係参考資料は32ページから36ページとなっております。

議案書の21ページ、22ページについては改正本文となりまして、国民健康保険税の減額に関して定めている条項に、新たに減額規定を追加し、届出に関する規定についても条文を追加する改正となります。

議案関係参考資料、36ページをお開き願います。

まず、改正条例の設定理由につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、地方税法における国民健康保険税に係る改正部分について、令和6年1月1日から施行されることに伴いまして、所用の改正を行う必要が生じたものであります。

改正条例の内容でありますが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の国民健康保険税に係る被保険者所得割額及び均等割額について、一定期間分に相当する額を減額する改正を行っております。

次に、減額の内容でございますが、出産する予定又は出産した被保険者に係る国民健康保険税について、出産予定日又は出産した日が属する月の前月から4か月相当の被保険者所得割額、それから均等割額を減額するものであります。

また、双子等の多胎妊娠の場合については、同様に出産予定日又は出産が属する月の3か月前から6か月相当間の被保険者所得割額、それから均等割額を減額するものであります。

表に示しております色塗りの部分が減額期間となるものであります、例えば、単胎の妊娠で令和6年7月が出産予定日であれば、前月の6月から翌々月の9月までの4か月間が、多胎妊娠であれば同様に、令和6年7月が出産予定日であれば、4月から9月までの6か月相当分の被保険者所得割額と均等割額が減額となります。

施行日につきましては、令和6年1月1日であります。

なお、本制度による国保税の減額分につきましては、国が2分の1、県、町、それぞれ4分の1の割合での公費負担となります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これ国保で、現在我が町では50人前後の人が出産しているわけなんですが、けれども、この中で、もし調べていればのことですけれども、この中で国保該当者の人たちが今までの例を見るとどれぐらいいたのか、ざっくりでいいですけれども。

それと、この今国保の議論をしていますけれども、社保との兼ね合い、その辺はどういうふうになっているのか。我が町は国保の人たちだけでないですので、社保の人たちもいるんですけども、その辺どのように集計、統計調べているのか、分かる範囲でお願いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） お答えいたします。

まず、国保の該当する人数、対象となる人数につきましては、現在の時点でこれは保健福祉課のほうから母子手帳の交付状況で確認したところ、今後6月ぐらいまでの出産予定の方ですけれども、その中で国保の被保険者については数名ございます。その方々が該当になるとと思われますが、ただ今後、社会保険喪失、もしくは転入等で国保に加入した方々が出てくれば、その方々についても該当になると思われます。

それから、社会保険のほうの同様のその減額の規定につきましては、これは平成26年から既にこういった制度を設けておりますので、それに續いて、今度は国保のほうもということになると思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 国保加入者、該当者が数名ということで少ないんだなという思いがいたします。

それと、社保のほうは先行してこういうことがなされているということで、分かりました。国保が数名ということは、社保の人たちが多いのかな、その他の保険の人たちが多いのかなと思われるんですけども、そうすると数名ということなので、国保会計にしてはそう多くの影響がないものと思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ、確認をしたいと思います。

伺いたいのは、この減額するという、そういうことで出ているんですけども、何か確認したいことは、出産予定の方のその方だけの国保が、何か減額という表現なのかどうか分か

らないですけれども、ゼロ円か、何というんですか、減額というんですか、そういうふうにちょっと聞いたんですけども、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 減額といいますか、軽減という言い方もございますけれども、その軽減する額につきましては、先ほど申し上げましたように対象者の出産が単胎か、多胎か、それから、あと個人の所得ですね、所得割もありますので、その世帯の国保税の課税状況、そこが軽減世帯とかとなっているかどうか、それによって各その出産する予定の方の減額する額がちょっと違ってきます。あくまでもその出産する方自身の、御自身の分の減税額に換算した4か月分、あるいは6か月分、その分が減額となりますので、あくまでもその出産する方の分のみとなります。

よろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の課長の説明ですと、その出産の方の分だけ、要はそのお家で払う分の保険税から減額になるという、そういうことでよろしいんでしょうと。分かりました。そうすると、出産予定の方だけ、要は免除という表現があれなんですか、減額というか減免になるわけですね。分かりました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 軽減の幅、単胎なら4か月分ということですから、年額にしたら3分の1程度が軽減されますよという認識でいいのか、そこをお伺いしたいということと、手続についてです。妊娠出産というのは、これは非常に身体的にも、精神的にも負担の大きいところ、そういった方に新たにもう1枚手続で書いてもらう書類が増えますので、役場に来て書いてくださいというのはどうかなと思いますが、そのあたりどう対応されますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 実際のその金額につきましては、前議員の御質問でもお答えしましたように、いろんなその世帯によって、いろんなパターンがありますので変わってきます。おおむね今、後藤議員おっしゃったように、単胎であれば年間の3分の1、多胎であれば2分の1、そういうふうに大まかに、そうやって考えてもらえばよろしいかと思います。

それから、届出に関しては基本的には出産の6か月前から届出を受け付けますが、これが届出によらないで、よらないというか、例えば出生届来たときに、例えば国保ですので、出産育児一時金の支給の部分の手続、それらの場合にも併せて届出していただければ、それが届

出ということで扱って減額するということになりますので、それは事前に申請しなくても大丈夫ということです。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） いろいろな手続、そういう人生の節目、節目であると思うんですけれども、1回役場行ったのに、違う課から電話来て、また来てください。その身重のね、体を引きずって、あっち行ったり、こっち行ったりということになるべく避けていただきたいなと思いますので、生まれるということはもう分かっているわけですし、その方が国保だということも分かっているですから、電話なりなんなりですね、役場の庁内で処理できるところはしていただければなというふうに考えますけれども、そのあたり対応できないものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） おっしゃるとおり、妊婦さん行ったり来たりというのはなかなか大変だと思いますので、今後この周知に関しましては条例制定後に、例えば母子手帳申請に来て交付するときに、そのときにこういった軽減制度ありますという御案内、それから当然ホームページ、あとは広報紙等で、これらの規定について周知したいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 周知はもちろん大切なんですけれども、手続を簡略化できないかというお話です。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それは今後そのように、手続簡略化するように検討してまいります。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

について

○議長（星 喜美男君）　日程第6、議案第29号南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）　ただいま上程されました、議案第29号南三陸町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、育英資金の返還に係る期間を見直したいことから、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君）　担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君）　それでは、細部説明を行います。

議案関係参考資料の37ページをお開きください。

今回の一部改正条例につきましては、まず、育英資金貸付事業についてお話しさせていただきます。

育英資金貸付事業は、勉学に対する強い意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な方に無利子で奨学金をお貸しする制度でございます。育英資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、貸付対象者や要件、貸付条件などが条例で規定されているところでございます。

今回の一部改正の主な改正点は、第5条の貸付条件について、返還期間の見直しと返還方法の規定を明確化するというものでございます。

現行では、育英資金の返還期間は10年以内という規定になってございます。御承知のように、育英資金は返還金が次の世代の方々への奨学金の資金として運用されているものでございますので、借り受けされた方には当初の納付計画に基づきまして、10年以内の返還をお願いしているところでございます。

しかしながら、経済的な事情などから、どうしても10年以内の返還が困難である事案も出ているというのが現状でございます。このことを踏まえまして、10年以内の返還を原則としつつも、借り受けされた方などから納付困難の相談があった場合には、御本人等の就業状況や経済状況など納付困難な事情を確認させていただき、10年以内の返還が困難であると認められる場合は、必要に応じた納付計画の見直しを行いながら、育英資金の確実な返還、適正な

債権管理に努めていきたいと考えております。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

ただいまの説明で分かったんですけれども、現行は1年据置きでやっております。今回、改正案は翌々年度だから2年据置き、翌々年度となっていますから、2年据置きになるという解釈でよろしいんでしょうか。それが今なかったので、その中身については月払いも、月賦もできるということなので、借りて返済する側にとっては返しやすい方法かなととらわれるるので、その点、1点お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 貸付けを終了してから据置期間は1年以内、1年というのは変更はございません。現行では貸付終了の翌年4月からということになっておりまして、全ての方が3月に貸付けが終了するというところでの規定になってございます。中には、12月とかで事情によって貸付けが終了してしまうですか、そういう方もいらっしゃいますので、その方がこの現行のままで、翌年となりますと、すぐもう3月ですか、3か月後にはもう返済が始まってしまうというところがございますので、今回改正案のとおり、そういうことも踏まえまして、翌々年度ということにさせていただいておりますので、1年の据置きというのは変更はございません。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。ほかに。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 2点ほどお聞きしたいんですが、今回の変わった点といえば、その返還期間の見直しということで、経済的事情、その他の特別の事情がある場合は、この限りでないということで条例には規定されたんですけれども、ただ、これだけでは結局どのような基準があるのかとか、あと返還の期間も御本人の申出で変更できるのであれば、御本人の希望と町で考えている希望が果たしてうまくマッチングできればいいんですけれども、それがちょっとうまくいかない場合はどうなのかなというちょっと疑問がありまして、これあくまで個別のケースマネジメント的な形で対応いただけるものなのかなですね。

それが1つ目と、あとはその返還計画を決めながら奨学金の返還をすると思うんですけれども、その都度の再修正というのは、その都度、その都度できるものなのかというのをちょっと確認したかった部分です。先ほど就業状況と申し上げましたけれども、返還期間が長けれ

ば、家庭環境も変わると思いますし、それから、途中で病気、けが等もあるかもしれません。そういった場合に修正しました、でもまた修正したいんですという、これも個別でマネジメントしていただけるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 制度説明でも行いましたように、担当としましては、10年以内の返還というところについては、そこは原則そこを行っていきたいというふうに思っております。御本人が返済がどうしても困難であるという場合には、連帯保証人の方を2人立てていただいておりますので、その方々への納付の相談ですとか、まず、次のステップとしては御本人が難しいようであれば、連帯保証人の方への納付というところもまずは考えていきます。それで、どうしてもそういう御本人も、連帯保証人の方もなかなか難しいという、最終的にそうなりましたら、10年を超えた納付というところも個別の相談に応じながらということになりますけれども、繰り返しになりますが、10年以内というところについては本人の希望ということだけではなくて、そこで就労状況ですとか、家計の状況ですとか、そういったところをお伺いして、納付が本当に困難であると認められる事情が確認されたときには、10年を超えたというところはやむを得ないのかなというところでございます。

それから、一時的に離職しまして、ちょっと納付が難しいんですという場合には、納付計画をまた見直しまして、再度の納付計画を立てるということは可能になります。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号の質疑を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 答弁ありがとうございました。いろいろしっかりと対応をされいくんだろうなということは、先ほどの事務局長の答弁で理解いたしました。

やはり本人のやっぱり負担が大きいという気持ちがあると、そもそもやっぱり借りたくても借りられないという状況ももしかして生まれるのかなというのが、この奨学金の問題かなというふうに捉えていましたので、ぜひ最初の段階でしっかりと説明はもちろんされていると思うんですが、その都度、その都度の対応のときにも、またしっかりと説明がなされるよう期待していますし、負担軽減をすることで今回のやっぱり改正というのは必要かなという

ふうに感じました。

現状なんですけれども、滞納者というのは現状いらっしゃるのかどうかというのはちょっと確認したかった部分ですし、今後発生するにしても、やはり今回の改正でしっかりと返済がされることはもちろんなんですけれども、御本人の負担もできる限りやっぱり軽減されるような対応を望みたいんですが、その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。

今条で改正は公布の日から施行ということになっているんですけども、そうすると今年度も対象となるという形でよろしいのかという部分と、あとは今利用されている方々も対象となるということの理解でよろしいか、そこ確認でございます。

3つ目なんですけれども、すみません、ちょっとこれは現状だけ聞きたいですけれども、現在給付型というのはまだ検討されていないということでおよろしいかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 育英資金の滞納関係なんですけれども、現年度ともに滞納はある状態でございます。

それから、2点目についてなんですけれども、借りた方にはしっかりと返していただくということがまず基本的なところではございますので、個々の状況も確認させていただきながら、まずはその御本人様の生活の安定というところがなければ、納付が困難ということもございますので、生活の安定というところをまず大前提として、そして納付計画も相談に応じながら対応してまいりたいというふうに考えております。（「対象者は」の声あり）

すみません。申し訳ありません。

今回の条例改正の対象者については公布の日からということになっていますので、当然、現在返済中の方にも適用されるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 給付、給付型。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 給付型の検討状況ということなんですけれども、議員がお話しされるその給付型の奨学金といいますか、多分報道等ではよく学校法人といいますか、学校の運営側がそういう仕組みを設けているというのは私も接してございますけれども、また一方で行政としますれば、県内の他市さんでは一部あったと思うんですけども、移住定住といった施策と絡めて、Uターン等された場合に償還分の一部をいわゆる扶助、補助的な面でバックアップするという検討がなされているという市町さんはあるかとは伺っておりますけれども、現段階でこの条例に基づくといたしまして、給付型の制度ということは検討はいたし

てございません。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 納付型についてはなかなか事例がまだ少ないというのは、理解しておりました。

ただ、常任委員会のほうでは地方創生で調査行きましたけれども、いろんな形でやり始めているところも見受けられますので、これはいろんな財源の問題ももちろんありますけれども、もし検討ができる段階にもし来れば、ぜひ検討いただきたいなというふうには思っておりました。これがまさに課長おっしゃったように移住定住のことにもつながりますし、ここで生まれた若い世代の皆さんについても、やっぱりここに帰ってくるもとにもなるのかなというのはこの制度かなと思っておりますので、その点を伏してお願ひして質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） お聞きしたいのはケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、先ほど言った連帯保証人さんへのこの連絡というのは、10年過ぎたら大体どれぐらいを見ている、例えば1年とか、2年とかあるんでしょうけれども、それはケース・バイ・ケースなんでしょうねけれども、そのところをもし今の段階で検討しているんでしたら、伺いたいと思います。

あと、もう1点は先ほど前議員も聞いたんですけれども、よく企業とかだと、就職すると奨学金を企業が肩代わりするというか、そういうこともあるみたいですが、昨今。そこで、これまた人口減、定住にあれするんですけども、町でも例えば町に勤めた方は奨学金を見てあげるというか、そういうことも考えられると思うんですけれども、行く行くは普通の一般の会社なり、企業に勤めた方もそういった制度を行っていくのも1つの方策だと思うんですけども、そういうことは検討はされるのか、できるのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、私のほうから1点目の連帯保証人の方への連絡等についてのお答えをさせていただきますが、まず、どんな歳入金でもそうなんですけれども、納期が過ぎて、20日以内にはまず督促というものを出します。それで、督促によっても納められない場合には催告というような流れで事務処理がなされるわけなんですけれども、その催告が行って、電話連絡ですとか納付が難しいですとか、そういった御相談も寄せられることがあります。そういうことで、何らかの形で連絡が来たりですとか、御本人とのやり

取りができていて、それがちょっと遅れがちだなという場合については、まずは御本人さんへの納付について、納付を促すということになります。ただ、そういう催告とかを送付しているのにもかかわらず、何の御連絡もない場合には、このままですと連帯保証人の方への連絡をせざるを得ませんというようなことで、まずそういった通知も出させていただきまして、10年が過ぎてから連帯保証人さんに連絡するとかそういうことではなくて、その納付の状況によって、例えば半月、1年単位でもう納付が全くない、連絡もないといった場合に、そういう次のステップとして、連帯保証人さんへの連絡というところを進めていくというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、給付型関係でお話ですが、現状として今南三陸町でも病院の医師と看護師については一定期間お勤めをいただければ返済はしなくてもよいというシステムつくりておりますので、今お話、今野議員からお話しあったものの考え方の一つだろうというふうに思っております。ただ、そこは制度設計ちゃんとしなければいけないということと、あわせて、これはやっぱりシステム全部変えないといけなくなってしまうのは、いわゆる基本的には返済をいただいたものを、次の後輩の育英資金として使用しているという現状がありますので、その辺トータル的に考えて、どうあるべきなのかということを考えることは一つあるかもしれないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第30号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第30号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童クラブの定員を変更したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、私のほうから議案第30号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明をさせていただきます。

本案は放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育に係る基準の改正でございます。

議案書は25ページと26ページ、議案関係参考資料は38ページでございます。

今回の改正内容でございますが、学童保育事業の利用ニーズに対応するため、各クラブの利用定員を変更するものでございます。

議案関係参考資料の新旧対照表の第2条第2項に記載のあります、表を御覧ください。

今回、定員を変更するクラブは志津川地区放課後児童クラブ及び歌津地区放課後児童クラブで、いずれも現行の定員30人から40人に増員とするものです。戸倉地区放課後児童クラブにつきましては、定員20人のままで変更はございません。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 学童の10人増という、30人から、志津川と伊里前が10人ずつそれぞれ増ということで、子供たちにとっては、お母さん方にとつては大変喜ばしいことなんですが、そこで戸倉が20人とそのままなんですかとも、現在の利用状況をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 戸倉地区放課後児童クラブにつきましては、この令和5年度内の推移で見ますと、通常ですと6人の児童が利用していると、一番多いときで9人ということで、6人から9人の中で推移をしているといった状況でございます。（「全部、全部、伊里前も」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず、志津川地区でございますが現時点で27人、それから歌津地区に関しては30人、そういう状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、待機児童もいるのかなと見込まれます。そういう中で40人、10人を増やすということは、やはり父兄の人たちには朗報だと思います。

戸倉が6人から9人ということは、伸びがないということは、これから入ってくる子供たちも少ないという表れだと思いますけれども、これはそのまま20人ということなので、利用率、利用頻度が少ないということが伺われますけれども、その辺、今後の見通しは40人で大丈夫だとお思いになるのか、妥当な数字だと思うのか。その辺、再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 戸倉地区に関しましては、先ほど申し上げました児童数で推移をしているといった状況でございます。志津川地区に関しては志津川小学校と入谷小学校、それから、歌津地区に関しては伊里前小学校と名足小学校の2つの小学校ずつでございますので、当然に利用人数が多いという状況でございますので、戸倉地区に関しては戸倉小学校1校のみということでございます。戸倉小学校の児童数から考えても、10人前後の中でこれから推移をしていくんだろうということで考えておりまして、今回、定員に関しては20人のままでというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 以前、名足、入谷から学童に入る場合、タクシーなんかも利用していたんですけども、その辺は現在はスムーズにバスなりで通ってきている、子供たちがどういう状況なのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員おっしゃるとおりですね、タクシーを利用してそれぞれの学童クラブに通っているといった状況となっております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 確認させていただきます。定員人数の拡大、これは解釈として従前から行われていた、その改修工事が整ったという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 志津川地区、歌津地区の放課後児童クラブにつきましては、志津川地区についてはエアコン、それから小上がりの撤去、それから網戸の設置というところ

の環境改善、歌津地区に関してはその施設の拡幅工事、これが終了となったことによりまして、今回提案をさせていただいたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） セキュリティ一面ですね、ちょっと関係ない話ですけれども、要は学校という施設内にある箇所が多いですから、その防犯面ですね。防犯カメラとかというものの検討は、今後考えているのか。今、現状でないところが多いのかな、全然ないのかな。ちょっとそこを確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 戸倉地区に関しては保育所と併設でございますので、防犯カメラはあるというところで認識をしております。それから、志津川に関しては志津川小学校と併設ということでございますので、これに関しては学校のほうと連携をして進めていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 今、学校関係なので、そちらというふうなお話だったので、ちょっと関連的な話になると思います。不審火という話とかちょっと最近耳にしていることがあるんですが、学校関係のその防犯の進捗状況、適切な管理が、今現状で行われている適切な管理ができていての、ああいった事例が起こったのか。あと、それから、その防犯カメラの進捗状況をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 夏頃の他市での軽トラックですかね、が侵入したというのを受けまして、まずバリケードを全て設置しているという状況にございます。防犯カメラについては、今、設置をするための設計なり、予算なりというところで今進めている状況でございます。

それと、学校の適正な管理ということに関しては、こちらとしましては校舎の外に燃えやすいものを置かないようにするですとか、それから日常点検を強化するですとか、そういったところで教育委員会から校長先生方に通知をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点なんですけれども、先ほど前議員の答弁にもあったんですが、志津川に関してはあそこの場所をそのまま使って広くするとか、別の教室も使うとかそういう考えはないのか、

伺いたいと思います。

あと、もう1点は、私この名前では児童クラブ聞いていたんですけども、実際どういった状況なのかということで分からなかったので、分からぬままこういった質疑と思って、実は急遽昨日夕方5分ぐらい確認させていただきました。お子さんたち自由にというか、面倒見る方も人数結構いて、それで、ああ、こういった状況でやっているんだ、そこは分かったんですけども、中に遊び道具としていろいろピアノとか、確か私行ったときけん玉をやっている子供がいて、ちょっとあれだったんですけども、そういったものもかねてするんですけども、そこで伺いたいのは、児童クラブというのはあそこの場所だけで見なきやいけないのか。これも例えになるんですけども、せっかく近くに公民館があって、図書館があって、あそこで階段からすぐ行けますので、そこで強制ではなく、保育所のお散歩みたいな形で、例えば、職員の方が行きたいと言う人の場合は付き添うとか、そういったことをすれば利用もできるんじゃないかという、そういう思いがしました。いろいろ制度的な縛りとか、あと横のつながり等もあるんでしょうけれども、そういったことも検討できるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず、志津川の放課後児童クラブの拡張の話ですけれども、先ほど工事をしたというのは環境整備の部分でございます。もともと志津川地区の放課後児童クラブについては40人で活動できる程度のスペースがあって、実際に少し小上がり的な部分がありましたので、そこを撤去すれば大丈夫だというところで、40人までは全然問題ない広さの中で活動できるというところで御理解をいただきたいと思います。

また、学童のその教室というか、その中でだけなのかという御質問でございますが、特段そこまでそうがんじがらめというか、そういった制限はなくてですね、例えば夏休みなどでは結構朝から夕方まで時間が長いですで、途中で学校のプールに行ったりと、そういったところも活動はされているようです。ほかのプール以外の部分に関しましても、児童が有意義に過ごせるところで、いろいろ担当のほうで検討はすると思いますけれども、特段そういった縛りはございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長の答弁でそういった外に出ることも当然安心安全が担保されることでしようから、そういったことも可能でしたら、せっかくあるあの公民館と小学校の間の階段等を有効に活用して、そういった児童クラブの活動も十分検討に値すると思われま

すので、そのところを検討していっていただきたいと思います。

あと、それで現実的に現在、小学校の子供さんたちはあそこの階段を利用して、図書館等を利用しているのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 図書館の利用については、例えば、学校で引率をして図書館を見学するという場合がありますが、志津川小学校については徒歩で見学に行っているという状況ですし、あと、下校に関しては、下校の途中に公民館で保護者と待ち合わせをしている例などもございます。ですので、階段を利用して公民館という流れはございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこで、今、教育長より公民館で待ち合わせをするという、そういう答弁あったんですけれども、実際子供さんたちが下校するときに通学路に入るかどうか分からぬんですけれども、その下校途中に公民館を利用するということは学校での取決めというか、そういったことはどのようになっているのか、伺って終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 通学路に関しては、いわゆる通常そこを通りますというところが通学路になります。ですので、勝手に今日はあっち、明日はこっちという流れは通学路とはみなしておりませんので、しっかりと保護者のほうが例えば帰りは祖父母の家に寄って帰るとか、あるいは塾に寄ってとか、あるいは公民館に寄ってということを、これが通常の流れですと申請をすると、そこが通学路というような扱いになります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 私からも、ちょっと2点ほどお聞きしたいと思います。

今回の改正、その定員の増ということで、今まで預けられないという声があったとしてもそれをカバーするもので、大変喜ばしい変更かなというふうに捉えておりまして、子育てしやすいまちというのはもちろんまちづくりにおいても必須の要件ですので、これはこれでもちろん良いことなんですけれども、逆にいと、その定員を増やしただけの改正というふうになっていますので、その他の部分で例えば利用者の方、それから利用したいんだけどなという希望をされる方の中で、この定員増のほかに例えば時間変更の声があるかもしれませんし、また、その他の要望的なものも含めて何か変えていかなければいけないものもあるのかなというふうにはちょっと想像するんですけども、その点については今回改正に入ってませんので、現段階においてはまだ変更の必要性はないのか、それとも今後また検討していく分な

のか、ちょっとその点をまず聞きたいなというふうに思っております。

それから、単純に定員増ですので、今でも十分な職員の方は配置されているものとは思うんですけども、逆にその人数が増えることによる職員の方の負担増が生じるものなのか、それとも大丈夫なものなのか。先ほど防犯の話もありましたので、その辺も含めてちょっとどういうふうになっていくのかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） その定員増のほかの施策という部分に関しましては、この部分以外で今ちょっとほかに何かをというところは、ちょっと私の耳には入ってきていないんですけども、なお引き続きそういった声が新しいというか、要望があるのであれば、しっかり耳を傾けていきたいと思います。

それから、職員、支援員のことですけれども、今回、志津川、それから歌津に関しましては、いずれも年度当初それぞれ3人からスタートをしております。この定員拡大を見据えながら、今年度継続して支援員の募集をしてきていたところで、どちらも1人ずつ増になっていると。結果、今の現状ですとそれぞれ4人ずつの支援員が配置されているという状況となっております。また、そのスキルの部分というところも考えて、その支援員の方に研修等もしていたいている最中でございますので、そういうことから、しっかりとした受け入れ態勢を整えて4月を迎えるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まず、1点目についてはまだそういう声は入っていないということで、今後の課題になるかと思いますし、一般質問しましたが、地域福祉計画の中でもやはり子育ての部分というのも、また地域の人の関わりも含めて、ちょっと大事になってくるかなというふうに思っておりますので、懇談会では何でしょうね、病院でボランティアさんがいればなという声もありましたが、同時に子供を見守るボランティアというのも、もちろん朝は何でしょうね、登下校中見守っている方がいらっしゃると思うんですけども、そういう部分も含めて学童保育の部分でも、もしかするとそういうことができるかもしれませんので、その辺はひとつ検討課題としてお願いできればなというふうに思っております。

そして今、支援員の方、研修というお話をありました。なかなか子育てというのは何でしょうね、多様ですので、いろんな形で困り事ですとか、問題ももしかしたら起きるかもしれません。職員さんはもちろん増員されていて、対応はされていると思うんですが、やはりスキルアップというのは今課長おっしゃったように必要だと思います。

そこでなんですが、子供を見守る研修とかももちろんされているんですけれども、先ほど言ったやはりその防犯ですか、その危機管理の部分というのは、もちろん全責任を負うものではないかもしませんが、やはり子供を見守る方としては必要なスキルかなと思っておりますので、そもそも防犯ですか、危機管理について、ちょっとどのような研修がされているのかなというのをお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） その危機管理の部分でございますけれども、最近、先ほど学童の教室を出てというお話をしましたけれども、そういったところで全国的にも事故が多く出ているというところも踏まえまして、危機管理対応マニュアルをその施設の中でしっかり支援員さん方で読み合わせをして、対応しているといったところでございます。なお、先ほど言った支援員の研修でも、やっぱりその部分って非常に大きいところだと思いますので、当然、その研修の中の大きな項目の一つとして入ってきているものと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号 南三陸町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例 制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第31号南三陸町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第31号南三陸町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、年度当初から借り入れる必要がある物品及び年度当初から役務の提供を受ける必要がある契約手続等に対応するため、長期継続契約の範囲の拡大に係る必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第31号南三陸町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をいたします。

議案書は27ページ、議案参考資料は39ページでございます。

条例改正の背景につきましては、毎年度当初から借り入れる必要がある物品及び役務の提供を受ける契約に関し、4月に契約事務が集中している状況であるため、その対応として、長期継続契約の範囲の拡大に伴う改正を行うものでございます。

議案参考資料の39ページをお開き願います。

本条例の改正案で想定される契約の範囲につきましては、現行条例では読めなかった医療機器の賃貸借契約などを想定しております。長期継続契約の範囲を拡大するため、第2条を改正案のとおり表記し、毎年度当初に行う契約事務の負担軽減を図るものでございます。

条例の施行日につきましては、令和6年1月1日から施行とするものでございます。

簡単ですが、以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

ただいまの説明の中で、医療機器も含むということなんですけれども、病院のほうの医療機器がそろそろ震災後購入した物、頂いた物あって、その辺が耐用年数を超えて買う物、契約し直す物と出てくるかと思われますけれども、その中で大体どの程度、ざっくりでいいんですけれども、金額にした場合とか、借りた場合とか、その辺のいろいろこうやっていると思うんですけども、分かる範囲でいいです。どの程度の金額を見込んで、医療機器のその契約見ているのか、漠然として出しているのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） お答えをさせていただきます。

本条例の改正を受けまして、今その御質問の内容につきましては、病院の事務部内で実際に検討をしておりまして、次年度の予算に向けて、どれを長期継続契約に置き換えるとか、借り入れたほうがいいのか、実際に取得したほうがいいのか、そういったところの精査をしている状況でございますので、現時点で金額的なもので回答できるものはございませんので、

御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第32号 南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第32号南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第32号南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の給与改定の実施時期等を明確化するため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第32号南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をいたします。

議案書は29ページ、議案参考資料は40ページでございます。

まず、本条例改正の背景でございますが、本年5月に総務省より会計年度任用職員の給与に

ついて、常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改正することを基本とする要請がありました。つきましては、本改正により常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定を行うこととし、その取扱い等の明確化のため、条例を改正するものでございます。

議案参考資料の40ページの新旧対照表を御覧願います。

第34条1項及び2項により、会計年度任用職員の給与改定の実施時期、その他の当該改定に係る取扱いを給与条例の適用を受ける職員の例によることとする規定を追加し、会計年度任用職員の給与改定に係る取扱いを明確化するものでございます。

条例の施行につきましては、公布の日からとするものでございます。

なお、影響額につきましては約1,400万円でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 影響額は知らせていただいたんですけども、こちらは大体何か月分相当なのか。多分2か月前後だと思うんですけども、そのところを答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 前の一般職で平均1.1%というお話をさせていただいたんですけども、今回この会計年度任用職員につきましては、全体的に給料、1級、2級の方でございますので、先ほどもお話ししましたけれども、何%というところは出ないというところで御理解願います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） すみません。職員に準ずるということなんですけれども、その何%、ただいまの答弁で何%とは出ないと言わされましたけれども、さてこの期末手当、勤務手当ということにもこれはうたっていますけれども、どの程度上がるのか。全体で一職員に準ずる1.1%と言いますけれども、そういうわけには。今の答弁ですと、若い人たちと言われましたから、これはどの期末手当、報酬、期末手当、勤勉手当、その辺がどの程度上がるのか、上がらないのか。もう少し詳細の説明をして、丁寧な説明をしていただきたいんです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 今の議員お尋ねの期末手当につきましては、次の議案33号での部分でございますけれども、もう少し丁寧に説明いたします。（「次で」の声あり）はい。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないよ

うでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号 南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第33号南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第33号南三陸町会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第33号南三陸町会計年度任用職員の給与及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明いたします。

議案書は31ページ、議案参考資料は41ページでございます。

まず、本条例改正の背景でございますが、今年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律
が公布され、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能と
なったため、所要の条例を改正するものでございます。

議案参考資料の41ページの新旧対照表を御覧願います。

第17条の2及び第27条の2において、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員への勤
勉手当の支給に伴う改正を行うものでございます。

条例の施行につきましては、令和6年4月1日からとするものでございます。

なお影響額につきましては、約4,000万円を予定しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 期末手当ということなんですかけれども、前の40ページでも聞きたかったんですけれども、その給与に準じて決まった手当がパーセンテージ決まっていくんですけれども、その給料の基となる前のその額ですね、それも併せてお伺いします。三、四十代の人たちが働いているということなので、30代を基準でそこをお伺いします。

それと、次ページ、41ページの改正案の中に、期末手当及び勤勉手当が第1条の2、第1項第2号に出ております。ところが、今改正しようとする17条の2、そこにはフルタイムで、17条の2ですな、2のフルタイム会計年度職員期末手当の支給について準用するとありますけれども、その第2条で期末、勤勉手当と謳っていながら、下の条項では期末手当となっていますけれども、これそのまま読んで、期末手当だけ議案改正、改定するのか。このままでいくとそういう読み取られるんですけれども、結局、任用職員には期末手当しか出さないよと、この今の議案ですとそう読み取られるんですけれども、その辺説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） まず、1点目の御質問でございますが、まず先ほど説明を一部いたしましたけれども、会計年度職員につきましては1級及び2級の要は若い部分の給料表を使っているということで、前に説明しましたとおり、1級、2級につきましては初任給にも記載させていただきましたけれども、1万円とか1万2,000円上がっているというふうなことで、若年層を中心に上げておりますので、全体として1.1%ですけれども、1級、2級をクローズアップしてどれぐらい上がるかというのは分からぬというところ。（「任用職員と同じ額」の声あり） そうです、そう、はい。勤勉手当につきましては、2.05か月というふうな部分が支給されるというふうな内容となっております。

2点目の御質問なんですかけれども、41ページの新旧対照表の改正、確かに第2条には期末手当及び勤勉手当をいうというふうに記載になってますけれども、これはあくまで現行の第2条が期末手当及び第2条、現行の第2条において、期末手当としか記載になっておりませんので、期末手当及び勤勉手当というふうな部分に線を引いているというだけでございます。したがって、勤勉手当しか今は支給をしていないというふうなところになっておりますので、ちょっと分かりにくいくらいですけれども、御理解いただければというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 同じ職員、任用職員も職員と同じく働いているんです。ただ、この1条、2条、2条とその3条、17条の2、これを分けた意味というのがどうなんですか。この2条も該当するという解釈になると思うんですけれども、それからいえば期末、勤勉手当も出せるんでないかなと読み取られるんですけれども、どうしてそれなのに17条の期末手当だけ、同じ任用職員も任用職員なのにどうして違うんですかというの。期末、勤勉手当を出すべきで、これからいうと出すべきじゃないかと思うんですけれども、そこをもう一度分かるように答弁してください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） すみません。説明が不足していました。

そもそも期末手当は出しておりますので、今回新たに勤勉手当も追加したというふうなことで、御理解をいただければと思います。（「初めからそう言えばいいのに」の声あり）失礼しました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 初めからそういうちゃんと説明丁寧に、だから、丁寧な説明してくださいと言っているんですよ。これ、この議案見ると期末手当だけというような取られ方するんです。期末、勤勉、一つは前に出しているから、今度は期末手当だけ。勤勉はもう最初から出てるからという今の話なんでしょう、もう一度。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） すみません。改定することによって、何ていうんでしょう、会計年度任用職員の皆さんへの手当が手厚くなるということ。一見すごく当然というか、よいことのようにも思えますが、町の職員体制を考えたときに、正職員、正規の方になりませんかといいますか、というので雇用したいけれども、会計年度任用職員をお願いしたいですという希望者も一定程度いると。そこが少しジレンマなんだというようなお話を、以前にお伺いしたことがあると思います。会計年度任用職員の待遇を上げていくと、ますます正規の正職員の希望者が減っていってやしまわないかという懸念も一定程度出てくるのかなと思うんですが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 現在、会計年度任用職員につきましては124名おります。ただ、ほとんどがパートタイムでの任用というふうなところとなっております。家庭の事情、あとはお子様もいるというふうな会計年度任用職員につきましては、フルタイムではなくてというふうなところの希望が多いというふうな状況でございます。フルタイムにつきましては、ほとんど看護職とかというふうな部分となっておりますので、そういう意味でみ分けはできているのかなというふうには思っておりますので、今回手厚くしたからといって、志望者が、応募する人数が減るというところはないのかなというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第34号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第34号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度町道横断1号線道路改良工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第34号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は33ページとなります。

契約の目的、令和5年度町道横断1号線道路改良工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額、1億6,280万円でございます。

契約の相手方、阿部藤・サトー特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料43ページをお開きください。

こちらのほうに、工事の概要等を記載させていただいてございます。

工事の概要といたしましては、施工延長が240メートル。主な工種といたしまして、掘削工が1万4,700立米、あと以下記載のとおりとなってございます。

入札等につきましては、割愛をさせていただきまして、工事期間につきましては今年度末としてございますが、現状からいきますと繰越しで、来年度も継続事業というような見込みとなってございます。

続きまして、44ページをお開きください。

44ページには、工事の位置図を添付させていただいてございます。

続きまして45ページ、45ページのほうには、工事の平面図及び主な工種数量について記載をさせていただいてございます。

46ページをお開きください。

46ページにつきまして、上部のほうの灰色の部分につきましては現在発注して施工している範囲ということで、今回の発注に係りましては、その下の赤色といいますか、オレンジ色といいますか、その部分の施工ということでございます。

続きまして、47ページには工事請負仮契約書を添付させていただいてございます。

以上簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 横断1号線の工事の入札ということで、制限付き一般競争入札、予定価格がありますけれども、この予定価格は設定はするんですが、入札する際に、それからさらにその最低予定価格というものが設定するのかどうかですね。あくまでも予定価格で行く、入札執行するんですか。といいますのは、行政報告の中でね、この一般競争制限付き、4社参加して、3社が最低予定価格よりも下回って失格したというお話がありましたね。今、業

者さんいろいろな機械があってね、その積算といいますか、積み重ねていっての価格というの、役場で出すのとほぼ同じぐらいのこの数字が出てくるんですけれどもね、ですから今私が聞きたいのは、歩切りをしているのかどうか、最低予定価格というものを設定する際にですね。予定価格の何%を掛けて、出すのか。そうしない限り、なかなか失格なんてことはないと思って見ているんですけどもね。もしそうであれば、この行政報告の中の歩切りの割合と、今回の歩切りの割合の差異、差額というのは出てくるのかなと、その歩切りをした場合においてですよ。それを聞かせていただきたい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 最初に、大変ちょっと恐縮でございますが、歩切りというちょっとお話が出ましたが、歩切りと一般的に言われますのは予定価格といいますか、設計額から入札の上限を決めるためのものが歩切りという話ですので、最低制限価格とはまた別物でございますので、御理解をいただければと思います。

あと、入札執行につきましては行政管理課のほうで実施していただいているので、その最低制限の設定の仕方等については、行政管理課長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） お答えのたらい回しになるようで本当に心苦しいんですが、入札執行に当たりましては我々も最低制限価格は予定価格調書を見るまでは承知しておりませんので、その予定価格調書を開いて、初めてそこに最低制限価格が載つくると。もちろん最低制限価格がある、なしというのは事前には、設定があるか、ないかは分かっておるんですけども、それが幾らかというのは我々も承知はしてございませんということで、なかなかこうですというお答えができなくて、申し訳ございません。（「誰分かるの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

午後1時34分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開します。

企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 私のほうからお答えをさせていただく内容は、例規集は皆様お持ちいただいていると思うんですけども、その中に南三陸町最低制限価格の運用要領といったも

のがございまして、平成18年の訓令でございますけれども、その第3条におきまして最低制限価格の設定ということで、いわゆる工事費、仮設費、管理費といった形で、それぞれ割合、割合といいますか、どのぐらいを乗じて得た額をもって設定するのかということを基準として設けさせていただいているといったことでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 休憩でいいか。休憩中、再開したの。

○議長（星 喜美男君） 再開しています。

○11番（三浦清人君） 再開したの。

要はね、この入札と前にやった行政報告の中の失格した業者さんがいたわけだ。その割合というの、違うのかということを聞いているの。業者さんが失格した。要するに、先ほど課長乗じると言ったけれどもね、掛け率ね。掛け率と今回の掛け率は、違うのか。工事の内容によって違うのか、額によって違うのか、業者によって違うのか、ね。そこが不審に思う町民もいるわけですから、それを聞いている。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今の三浦議員から例示をいただいた中でお答えをさせていただくとすれば、お答えになるかどうか分からなわけですけれども、業者のことといったことではなくて、工事ごとといったことになろうかと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） でなきや駄目なのでしょう。立派な答弁です。

ただ、同じその割合ではないということだね、そうするとね。できればね、失格する業者がいないような設定をしていただきたい。

これ課長、誰さ振っぺなと思ってんだろうけれども、これね、せっかくお集まりになって一生懸命やっていますんでね。おかしいと思われるんですよ。割合をね、常に2割減らすやつを、この事業に関しては2.5とか、ねえ、1.8とか。その設定は、入札を何分か前に設定するんでしょうからね。知ってる方しか知らないということのやり方なんでしょうからね。だから、クエスチョンマークを立てられるようなね、やり方だけはやめてもらいたいとそう思います。

課長、これ横断1号線。先般、国会のほうで社総交の補正予算がついたようです。それは町のほうにも来ていると思うんですけどもね。それを、額と場所、これから入札するかと思うんですけどもね。どの辺で、どれぐらいの規模の工事を今後やる計画なんだか、その辺

お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の補正ということではちょっとまだあれですが、この令和4年度には補正という形で2億2,000万とつきまして、4年度工事として発注してございます。5年度分につきましては、今現在の御審議いただいている案件ということでございまして、追加の補正につきましてですね、まだちょっとすみません、私が知らないだけなのかもしれません、ちょっと今まだ今年度ですね、補正予算という話はちょっと耳にしてございません。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私は43ページの工事概要、240メートル掘削工、植生、張りコンクリート、排水溝、あと防護柵、こういうふうにあります。

その前の段階で、安全に配慮して工事をしていただき、ありがとうございます。私も安心して毎日通行しているところであります。

これを踏まえまして、今回、先ほど説明ありました参考資料のページ、46ページ、現在灰色部分の掘削工事やってますけれども、この辺の進捗率いかがなもんでしょうか。

私素人なので、毎日通りながら眺めてくるんですけれども、今の段階でどれぐらいいっているのかなど。それで今日、オレンジの着色部分のこれ、あれですけれども、これってどうなのかな。工期もね、先ほど多分繰り込むという話でありますけれども、大分ずれ込んでいくのかなと思います。

それと同時に、着色部分の下、先ほど言いました側溝とかあれすると、今回で路盤までいくのか、あるいはまた今回この着手部分だけで、路盤は後でまたなるのか。あるいは、あとはその前のページで、ちょっと図面で見ると山というか、旧道と新道をこれから造るところに山みたいな感じで残るのかなと、そんなふうに思いがしていますけれども、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、進捗率というところでございますが、すみません、直近の進捗率までちょっとすみません、ちょっと把握をしてございました。

今、現場といたしましては、この図面のうちの図面が1、2、3、4、5段、5段のり面ができる形となってございますが、今2段目付近まで施工をしてございます。今後、その上のはうから順次アンカー工を施工していくということからいたしますと、現在の令和4年度の発注工事についてはおおむね進捗率とすると、20%ぐらいなのかなというふうに推察をして

ございます。

それと、2点目の御質問でございますが、今回の5年度工事につきましては、この赤の着色部分のみということでございまして、それ以降の工事におきまして、この下のほうの7.5メートルと書いてある路盤、その他舗装も含めて、次回以降の工事のほうで発注をするというような予定としてございます。

それと、3点目の御質問でございますが、お見込みのとおり北側ですか、北側のほうに若干ちょっと小山といいますか、山がちょっと残るというような、切り割りと言ったほうがよろしいでしょうか、一部ですね、切り割り道路となるということになります。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

そうすると、46ページの灰色着色部分、今回のオレンジ部分は張りコンクリート、上の部分は傾斜もうちょっと滑らかなので、落石防止等は網かぶせようとか、そういうのでやるのか、それとも何ていうのかな、樹脂というか、それをやるのか、その辺もお伺いいたします。

一番思うのは、これ予算つくのはいいんです。ただ、前のがね、先ほど言ったように20%でちょっと遅いのかな、これいろんな要因あると思うんですが、ちょっと遅いんじゃないかな、そんなふうに感じていますけれども、いかがなもんでしょうか。

あと、こうやってくるとやっぱりまだまだ時間がかかりますよね。今回はオレンジ着色の分と言いますと。この場合だと、先ほどありました最初の工事概要で排水構造物、私はほら、U字溝とかそんなふうに解釈したので、あとは防護柵はこちらはちょっとある程度理解はできるんだけども、この中段に防護柵つくるのか、その辺も含めて。

あとは、道路完成後、旧道を何かの便で利用できるのか、新道と旧道との高低差はどのように考えているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、第1点目の工法の関係でございますが、この今発注しております灰色部分につきましては、ちょっと何ていうんでしょうか、軟岩系といふんでしょうか、若干もろいということで設計の結果が出ておりますので、それを抑えるためにアンカーを打ちまして、それで崩落しないように抑えるというような工法となってございます。

それと赤書き部分、以下、下の部分でございますが、こちらのほうにつきましては、何て言つたらいいんでしょうか、メッシュ状の型枠がございまして、それをのり面に固定をさせて、そののり面とメッシュの間に生コンクリートを打つという、俗にいう形式で言いますと、も

たれ式といいますか、そういう形でのり面の保護をしていくということでございます。

それと、予算執行というお話出ましたが、これ前々からちょっと何度も御説明させていただいておるんですが、平成27年度から事業実施しておりますが、なかなかその要望額に対して20%から30%ぐらいの交付金額しかなかったというものが、ここ2年ぐらいですか、急に補正予算等々でどんどん来ると。補正予算取らないと、要は次年度の当初も保証できませんよというような中で、どうしてもその補正予算でつけていただいたという関係もございまして、どうしても発注が遅れると。

あとは、これちょっとと言い訳がましい話で大変恐縮なんですが、どうしても昨年度、今年度、豪雨災害ございまして、かなりそちらのほうにも職員ちょっと手間を取られておりまして、結果としてちょっと発注がちょっと遅くなつておるというような状況でございます。

それと排水構、下まで行ってないのに何でということでございますが、やはりこういうふうに段切りで施工する際には、小段排水というものが必ず必要となつてきます。その部分で小段排水、あと縦排水、それらの部分が45メートルあるということで、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。

先ほど言った新しくできる道路と現道と高低差、あるいは残った分、山に残るかちょっとよく分からぬ分、その辺の対応はコンクリート張るのか、今言った、課長言ったような工法でやるのか、その辺も含めてお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 旧道のほうにつきましては、特に旧道の利活用ということについては、今のところは具体の方策というのはございません。

それと、すみません、詳細の断面図がないので正確な情報ではないですが、あまりちょっと図面、平面図を見る限りですと、段差がないのかなと、スロープ程度つければ乗り入れできるのかなというように考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第35号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第35号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

ページ数は34ページとなります。

契約の目的、令和5年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額、9,625万円でございます。

契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料48ページをお開きください。こちらのほうに工事概要等、記載をさせていただいてございます。

工事の概要といたしましては、防波堤延長5メートル。本体工ということで、防波堤の本体となるものでございますが、そちらのコンクリートボリュームが626立米となってございます。

入札等については、記載のとおりとなってございます。

こちらにつきましても工事期間、今年度末となってございますが、こちらのほうにつきましても同様に、来年度への繰越しになるというような見込みをしてございます。

それと、49ページをお開きください。

49ページのほうには漁港平面図、あとは標準断面図は右下のほうに載ってございます。平面のほうの黄色書きの部分が令和4年度事業として発注して、施工しておる部分でございます。こちらについては、次の議題で変更契約のほうを上程してございます。赤い部分の5メートルが今回の施工箇所となってございます。

それと、標準断面図につきましては、この赤書きの部分の施工というふうになります。若干上部コンクリート云々という、上部コンクリート18-8-40-65%という箱囲みで白抜きになつてございますが、こちらの本体につきましては、令和6年度予算以降で実施をするという予定になつてございます。

続きまして、50ページをお開きください。

50ページのほうには、工事請負仮契約のほうを添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

こここの地区のこの図面見ますと来年に繰り越される事業、そして、またその以後に令和6年度からもこの延長70メートル、これがその以降になります。これ、この図面で理解するんですけど、これでほぼほぼこの平棚の工事というものが終了するのかなと見て取られますけれども、それで間違いないかどうか。今後の予定含めて、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 図面のほうのちょっと記載の関係の御説明をさせていただきますと、真ん中へんに黒字で全体計画延長70メートルとございます。そのうち、令和4年度予算で10メートル、令和5年度予算で5メートル、残るは55メートルということになります。このちょっと白抜きのこの黒枠ですか、本体含めて、消波工も含めて、これで完成という予定となってございます。完成予定時期につきましては、今ばなな漁港等と機能強化事業ということで、1市町村当たりの割当てというのは大体決まりということではないんですが、どうも大体決められているような感じがありますが、ばなな漁港の中山のほうはこの工事で終了いたしますので、来年度以降はこちらの石浜のほうに傾注をしてやりたいなと。で、今、見込んでおります予算的には、令和7年度予算までで完了させたいというふうに見込んでございます。ただ、これのその補助金の交付決定次第ということでございますので、今、現段階での

町の腹積もりということで御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 分かりました。

それと同時に、めどが令和7年度なんですけれども、平棚漁港に下りていく道路、ずっと工事中なので、鉄板が引かれているんです。それがこの令和7年度、仮に7年度をめどにいつた場合ですね、終了したとき、あの鉄板が取られるのか。ずっと引き続き、鉄板広がっていくと丈夫だから、路肩も崩れないというような見方もあるんですけども、どのようにあれを処理していくつもりなのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 確かに、メッシュ上の鉄板等々を敷いてございます。あれは震災前からちょっと防波堤工事のために、道路が傷まないようにというよりは、なかなか大型車両通りますので、道路が崩れてしまうということで鉄板敷いておりましたが、あれにつきましてはもうかなりちょっと傷んできているということで、一度全部剥がしまして、大型車が通れる程度の簡易的な舗装をして、こちらの防波堤工事が終わった後に本復旧をしたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今までちょっと老朽化して危ないなと思っているときだったので、幸い簡易舗装でもするということなので、その辺は抜かりのないように、事故なんかあると大変ですので、そこは抜かりのないようにしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第36号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第36号工事請負変更契約の締結についてを議題とした

します。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第36号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和4年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第36号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

ページ数は35ページとなります。

契約の目的、令和4年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事でございます。

契約金額、変更前1億6,060万円、変更後1億5,629万7,900円、430万2,100円の減額でございます。

契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料51ページをお開きください。こちらのほうに主な変更の内容を記載させていただいてございます。

そのうち、最上段、土工でございます。土工数量、当初調査時には防波堤の今回工事箇所に堆積土砂等が見られておったところでございますが、波浪等の影響によるものと思われますが、岩が露出していて床掘が不要になったということで、100万円の減となってございます。

それと関連いたしまして、一番下段の共通仮設費、汚濁防止膜の数量減ということで、堆積土砂の掘削がなくなりましたので、汚濁防止膜も不要になったということで、こちらも約400万円の減ということになってございます。

それと、その共通仮設費の一段上でございますが、仮設工といたしまして工事用道路の増ということで、ちょっと一度大変恐縮でございますが、52ページをちょっとお開きください。52ページの図の真ん中の上のほうに、工事用道路の増というふうに記載をさせていただいてございます。ここはちょっと荷揚場のほうと防波堤のほうがちょっと段差がございまして、車両がちょっと乗れる状況ではないと。当初はこちらの荷揚場のほうに圧送車を置いて、圧

送配管で打設をするというような計画で発注をしておりましたが、波浪の関係等々でなかなかその工事期間も限られてくる中で、なるべく早く決めたいということもございまして、こちらのほうに防潮堤本体の上に上れるような工事用の仮設の道路を造ったことによりまして、51ページにまたお戻りいただきたいんですが、仮設工として200万円の増と。その代わりと言つてはなんですが、そのコンクリート圧送車の圧送管110メートルほど、こちらが不要になつたということで100万円の減。合わせまして、トータルで約400万円の減額となつたものでございます。

52ページをお開きいただければと思います。

仮設道路につきましては、先ほど御説明をしたとおりでございます。その荷揚場から現在の防潮堤のちょっと先端付近に赤点線で囲んである部分、こちらが本来は汚濁防止膜を張り巡らす予定としていたエリアでございます。これが掘削がなくなったことによって、不要になつたということでございます。

標準断面図につきましては、先ほどの議題と同じ標準断面図となってございます。

53ページをお開きください。

53ページには、工事請負変更仮契約書の写しを添付させていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 引き続き、平棚の前ページから引き続きなんですけれども、参考資料の52ページの赤い着色した分、工事用道路の増ということで説明ありましたけれども、ただいまの説明で平棚船揚場と物揚場、ここに段差があるということを伺いました。そうした場合、この工事用道路、これ仮設って先ほどの話、ただいまの話でしたけれども、これをそのまま残しておくと、この防波堤の高さと同じようになるのか。ここで仕事をする人たち、住民の人たちが支障がないのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当然ながら工事を進めていく中で、こういった漁港、当然ながら町民の方々が荷揚場、船揚場、使用しておりますので、当然ながら地区の方々と御相談、御了解をいただいた上で実施をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） あと、説明の中で仮設道路と言いました、その圧送するためにここからコンクリートを流すという話でしたけれども、これはこのまま後はずっと残っていくのか、その辺も地元の人たちとよく話し合っているのかどうか、再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今後、その補助金のちょっとつきようにもよりますが、その辺につきましては、やはり効率的に工事を進めるためには、仮設道路といつても残地をして、このまま使用したほうが非常に効率的だと考えてございますので、今後につきましてもまた地区のほうと膝を交えて、また御相談をさせていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） やはり住民の声というのが一番大事なので、住民とコンセンサス得るために、1回ならず、ここは足を運んで、よく話し合いをして、異論のないようにやっていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。日程の変更についてをお諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第17、議案第40号訴訟上の和解についてを先に審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第17、議案第40号訴訟上の和解についてを先に審議することに決定いたしました。

日程第14 議案第40号 訴訟上の和解について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第40号訴訟上の和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第40号訴訟上の和解について御説明申し上げます。

本案は、本町などを被告として係争中の土地明渡等請求事件について、仙台地方裁判所気仙沼支部から和解案が示され、当該和解案に従い和解することとしたいため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） それでは、議案第40号訴訟上の和解についての細部説明をさせていただきます。

議案書39ページ、議案関係参考資料は58ページを御覧ください。

本案は、復興事業として町が行いました土地の造成工事において、地権者である原告の所有地内に町が設置をいたしました、雨水等排水用の排水管、集水ます、マンホール及び暗渠について、当該設置物の収去等を求めるとして訴訟が起こされたものであり、原告は土地所有者である議案書記載の方、被告は町と工事を施工しました独立行政法人都市再生機構、いわゆるUR都市機構でございます。

訴えの提起以降、原告、被告、双方から様々な主張がされまして、原告側は配水管等の設置について設置がなされていなかったとして、被告側の町及びUR都市機構としましては、造成協力に合意をいただいた上、説明を尽くした旨、主張してまいりました。このたび、その一部について和解に合意できる見込みとなりましたことから、議決を求めるものでございます。

以降少し詳しく説明いたしますので、説明が長くなりますことを御容赦願いたいと思います。

議案書41ページを御覧ください。

先ほど申し上げました、排水管等が設置されたとする土地の物件目録でございます。

ここで、別にお配りをしております図面のみで構成されました、5ページものの議案第40号関係参考資料を御覧ください。1ページには位置図がございます。ここで4ページを御覧ください。

配管、あるいはマンホール暗渠等が設置されたところを、航空写真に落とし込んだものでございます。中ほどにございます赤の線、先端に丸印がついているもの、これが配水管及びマンホールでございますし、そのやや下のほうにございます、赤線一本の部分が暗渠というこ

とになります。

なお、同じ資料の5ページを御覧いただきたいと思います。マンホールの蓋があるとされる場所の写真がついてございます。

次に、審理の経過等について御説明いたしますので、本編の議案関係参考資料58ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、訴状の受理として、令和3年10月13日に仙台地方裁判所気仙沼支部より訴状が郵送され、これを受理してございます。本日、新たに議案第40号関係参考資料といたしまして、訴状の写しを配付させていただいてございます。

58ページにもう一度お戻りください。

次に、審議の経過といたしまして、これまでの手続を記載しております。ここに記載しております弁論準備手続と申しますのは、争点と証拠の整理を行うものでございまして、都合16回の手続を経て、その下に記載してございます今回の和解案の提示に達しております。

また、59ページにお進みください。

弁論準備手続に際しまして、提出されております準備書面等について記載しております。相当のボリュームとなっておりますことから、今回は次のページ、60ページにお示しをさせていただいております。請求の趣旨に関する経過等ということで、弁論準備手続を、あるいは書面、準備書面による弁論活動を経て、原告の主張がどのように変化し、和解となったのかについて御説明を申し上げます。

まず、左の欄にございます訴状の欄でございます。最前申し上げましたマンホール等の収去をして、土地を明け渡せという主張でございまして、また2にございますとおり、あわせて金員の支払いも求めております。

なお、その下に3、4と数字のみの記載がございますけれども、この部分につきましては最後に御説明申し上げます。

次に、令和5年3月22日付の訴えの変更申立てでは、大事なところのみ申し上げますと、ここで明け渡せというふうな文言が、現状に回復せよということで、原状回復をしていただきたいという旨の主張に変わってございます。

次に、令和5年4月24日付の訴えの変更申立書訂正書では、同土地を原状に回復せよが取り除かれまして、収去せよのみに変わっていると、ここが大きな変更点でございます。

そして、次の欄にございます令和5年7月7日付、請求の縮減申立書兼第6準備書面では、次のページ7にございますけれども、金員の支払いに関しまして、79万2000円でありました

ものが50万円に縮減されているということでございまして、この7月7日付の申立てが原告の最終的な要求といいますか、請求でございました。

総括的に申し上げれば、原告は設置されたものの収去と金員の支払いを求めておりました。これに対して被告側としては、土地の造成に係る合意は従前にいただいているものであり、収去や金員の支払いには応じられないとして主張を重ねてまいりました。

議案書40ページにお戻りいただきたいと思います。

和解条項案でございます。ただいま申し上げました原告の最終的な請求について、請求の表示として示してございます。したがいまして、ここの部分につきましては和解の条項ではなく、原告の主張をもう一度ここに表記しているというものでございます。

次の段落にございます、和解条項を御覧いただきたいと思います。これまで申し上げてまいりました原告の主張に対しまして、裁判所より以下の内容でお互いに和解してはどうかという内容が記載してあるものでございます。ここが、本日御審議を賜る中心部分ということになります。

一つずつ説明いたします。

1については、マンホール等が原告の所有であり、原告に管理権があることを相互に確認する、いわゆる原告被告相互にということになりますという内容でございます。

2につきましては、マンホール等の機能維持は原告が担うこととするが、災害等により、機能を失ったときにはこの限りではないこと。ただし、いずれの場合であっても、町道等の公共施設に影響を及ぼさないことという内容が盛り込まれてございます。

3としては、原告はただいま申し上げました1、2以外の請求は放棄するということ、つまり金員の要求はしないというふうなことが書かれてございます。

4、5については記載のとおりでございます。

以上が、和解条項の説明になります。

最後に、説明の中で一部について和解すると申し上げましたとき、議案関係参考資料の中で、数字のみの記載であり、最後に御説明申し上げますとした部分がございました。また、訴状の中で黒塗りになっている部分もございますけれども、これは原告との間において、なお1か所係争中の部分があり、そちらについては今後なお裁判手続が継続されることとなりますことから、詳細は控えさせていただいているというものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。長くなり申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりました。

ここで現地確認のため、現地調査を行いますので、暫時休憩をいたします。

午後2時17分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、再開いたします。

先ほど日程についてですが、17と申し上げましたが、日程14でございますので、訂正させていただきます。日程14の議案第40号訴訟上の和解についてということでお願いします。（「17でいいんじゃないですか」の声あり）いや、日程を変更しましたので、順次1つずつずれていきますので、よろしくお願いします。

それでは、担当課長の細部説明が終了しておりますので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） いろいろと現地を確認させていただきましたけれども、そもそもこの原告はここに土地ができた、これは震災後に山を崩してできたわけですけれども、その辺の考え方というものはどうだったのか。町に対して迷惑だったと思っているのか。よかったです、そこを埋めてもらって、土地ができたよかったですと思っているのか。それについて、今日も周りの側溝も確認してきましたけれども、側溝もつけていただいて、あれだけの面積の土地ができたということに対して、どのようなお考えを持っているのか。その辺、分かっている範囲でお伺いいたします。

それから、車から見て確認してきたんですけども、このマンホール、マンホールの上にこの写真でも分かるとおり、大きな石が乗っかってあるんですけども、この管理は原告が使用するということのようですねけれども、その管理もそうすると原告がやっていくのか。マンホールだから蓋なんか取れないわけなんですねけれども、その辺はどのようにしていくのか。しないで、そのままにしておくのか。その辺、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 原告がその造成に関してどのように受け止めているのかという御質問だったかと思います。

我々訴訟になって以来、原告とは当然ながら接することはできませんので、その思いというものはなかなか計り知れないんですけども、ただ我々からすれば、復興のために土地を協力をいただいて、あのような今現状になっていると。その過程において、造成に協力します

ということで書面も取り交わしておりますので、その時点において、両者納得の上といいますか、よろしくお願ひしますというふうな形で契約が結ばれ、そして今に至って、そしてそこに家を建てられているということなのかなというふうに今思っているというところでございます。

それから、あと現状を見ていただきまして、確かにマンホールの蓋の上に石のようなものが乗つかってございます。そこについては確認をいたしましたところ、現状のマンホールの蓋よりも極めて強度の高い物で塞いでいますので、管理上問題はありませんというお返事が返ってきてございますので、しっかりととした管理をしていただけるものというふうに思わざるを得ないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そして、これ2年前に出されていますけれども、私の記憶ではここの境界どうなっているのということで一般質問した経緯があります。そうしたとき、私は沢を埋めたところだから、結局この道路というのはのり面が出てくるのだろうということで一般質問したんですけども、そのときはのり面が出ないということで、道路の際だということを答弁いただいたんですけども、そういうことを考えると、ここの電柱のところに、電柱の延長線上に入れるのならまだ分かるんですけども、やはりその過程から、そのマンホールが民地に入っているということが私的にも想定できるのかなと思われますけれども、この辺やっぱり最初から民地に入っていたということを確認は町としてできなかったのか、その点もお伺いします。完全にこれ民地に入っているんですよね、原告の。だから、その時点で想定できなかったのか。私もこれやっているんですよ、一般質問で。だから、記憶があるんですけども、法尻が出なくて、すぐこの大きな石垣で境界があるから、質問した経緯があるんです。そういうことを考えると、当時からこのマンホール入れたというのが、ちょっと行き過ぎかなというのがうかがえてくるんですけども、その辺分かっている人いれば、当時、私一般質問して覚えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） マンホールにつきましては、調査協力の契約書等にもつけさせていただいておって、その図面のほうにも表示がございますが、当初から民地のほうにマンホールを入れるというような図面となってございました。一般的なその御家庭での御自宅の雨水であったり、排水であったりを、町道の側溝とか、あとその河川とか、立地を借りて流すというようなときには、必ず一般的には自分の御自宅の中に詰まったときの対応等のためにま

すを入れるのが一般的だと思うんですね。そういった考え方からしまして、マンホールについては当初より今の位置に入る予定の図面となつたもので、造成協力をしていたはずです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、ここに新しく震災後埋めたから土地が出たわけですけれども、ざつとでいいですけれども、この面積、ここにできた面積と評価額、その面積の評価額、それらをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 分かるの。行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 面積につきましては議案書にはつけてございますけれども、議案書の部分については、訴状が訴えられたときの、これは従前御説明もいたしましたけれども、地目と面積になります。相対的なのは、あまり変わってはいないかと思います。特に、2つ目の1、2とございますけれども、2については全く変わってございません。1については、現状としましては一部地目変更がなされて、宅地というふうになっているところもございます。相対的には、このぐらいの面積かなというふうに思っております。（「今の下、1、2とあるんだけれども、その宅地となっているのはどっちですか」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 1のほうですね。1のほうは山林とございますけれども、現在は宅地に変わってございます。一部宅地になっております。その後、分割がなされておりますので、宅地部分とそうでない部分もありますので、幾つかの筆に分けられております。ただ、訴状の中にございましたものが結局和解ですので、訴えられたこのものに対して、こういう和解をしましようということなので、途中で分割があっても、従前のものでそのままやるということになりますので、今現状はどうなのかというふうなお問い合わせと思いましたので、今は一部宅地に現状のとおりになっています。相対的な面積は申し訳ございません、しっかりととしたものは持ち合わせておりませんけれども、恐らくは全体的な面積は変わってはいないものというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 課長のほうからいろんな説明いただきましたけれどもね、そもそもなぜこういう訴訟とかという問題が起きたんでしょうかという、単純な疑問なんです。説明聞くと、まあ、お互いに話をしてね、了解もらいながら進めてきたという説明なんです。なぜ、どこからその狂ってきたのかというか、話が変わってきたのか、そこが知りたいんですね。訴えられたと、原告、被告という形になるんですがね、URと南三陸町の代表佐藤仁と。町

長、個人的に訴えられたわけじゃねえんだ。町民が訴えられたんだ、町民がね。何か聞くと、町民が訴えられたという、その何というかな、よくは取らねえのさな。その辺、どういうふうに考えているのか、町民に対してですよ。そこを聞きたい。

それから、ここのあそこの今日見てきた場所から、あの団地の造成のときも問題が起きたのは記憶しているんです。宅地の造成していたのを、何かどこの業者だったかちょっと忘れたんだけれども、造成する際に規定があつて、砂利というかね、地盤とその混ざっている石の大きさがあつて、規定がね、それよりも大きな石を入れたために、雨が降ったときに流れたとか、溝ができたとか、やり直しをした経緯があるんですね。ここにいる方々で、知っている方は何人いるか分かりませんけれどもね。そのときはURさん、議場に来たんですよ。あのときは大豊建設の支店長か誰かかな、来て、謝罪をしていった。今回はそのURも誰も来ないんだね。悪く思っていないということだな、悪く思っていないと。悪く思ってなくて、何で和解するんだろうなという思いしているのさ。最後までやっぱりやるべきじゃなかったのかなという思いもあるわけなんです。その辺、どう考えているのかね。

それから、何でいうか実際に工事の現場でやつたのは、URさんがやつたわけでないと思うんだな。下請業者さん何社かいて、そのときもこの工事も地元の業者さんがやつたのかどうか分かりませんがね。それは分かりますか、実際にその工事やつた地元の業者さん。建設課長からさつきバスのなかでいろいろ聞いたんだけれども、何回も足運んで現地を見たと。どこの業者来て、やつていたの。その業者さんと個人、原告の仲はよくないんでねえのかな。そのための訴えでないのかなと、そんな思いもするわけですよ。なぜこういう訴訟起きたのか、それがちょっと分からぬ。

例えば、町長分かるの。首ひねつたって、あんたね、代表なんだからね。何で和解なんていの出してきたの、分かんねえのに。それがおかしい。誰か、分かっている方。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 冒頭にございました、なぜそもそもというふうなことですけれども、正直私も期間は短かったですけれども、市街地整備課におりまして、担当がこちらの原告のところに協議に行くというのを何度も目にしてございました。ですので、そのときの感触から言えば、何度も行って、そしてしっかりと、しっかりとといいますか、それなりにお互いに納得をして、今回ちょっとどうなのかというときにはまた行って、これではどうですかというのを何度も何度も繰り返してやつていたので、よもやこういうことということには我々のほうが本当になぜなんだというのも、正直多分我々といいますか、携わった者は皆

そう思っていると思います、なぜですかというふうなところは。さりとて、御本人といいますか、原告からすれば、どうしても納得がいかないという部分があったのだろうというところでございます。最後まで納得いくようにやるのが我々の仕事だというふうな議員の御指摘であれば、そこはしっかりと受け止めなければならないのかなと思いますし、こういったところで町民皆さんに対して和解ですというふうなところを申し上げることの、なかなかそういったところも本来ないほうがいいよねというふうな御指摘だろうと思います。まさにそのとおりかと思っております。

それから、あと和解という今回の中ですけれども、和解と申しますのは、お互いの主張の中で合意点が見いだされるということですので、どっちが悪い、悪くないというふうなものではなく、これで納得したらいかがですかという裁判所の仲介ですので、それによってどっちが悪い、悪くないという話ではないよねというふうなところで、ぜひ御理解を頂戴いただければと思います。

あと、施工に関しては、何かその施工された業者と原告の間でというふうなものもありましたけれども、私も知っている限りでいえば、原告のところに説明に行くときには町、それからUR、そして施工を請け取っていましたところも、3者で通常行くといったことを繰り返しておりましたので、決して何かもめごとがあつてのことかということではなかろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第37号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第37号町道路線の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第37号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、戸倉地区における町道路線の規定位置の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2号の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第37号町道路線の変更について、細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては、36ページとなります。

路線名、戸倉中学校線、起点のみの変更となります。起点が旧沖田60番4地先から、56番15地先に変更となるものです。これに伴いまして、幅員が最大で14メートルであったものが20.9メートル、延長が221.1メートルであったものが254.7メートルになったものでございます。

議案関係参考資料の54ページをお開きください。

こちらのほうには位置図ということで、新認定路線が赤線ですね、旧が青ということで、こちらのほうも大分こういう形状になってから時がたちますが、県の区域決定等々がなされたことによって、今回やっと町のほうでも区域の変更にたどり着いたということでございますので、こちらもちょっと時期的にはタイムリーではないんですが、手続上ちょっと今になってしまったということでございますので、御理解をいただければと思います。

あと、続きまして55ページには新旧路線の起点、終点についての詳細を掲載させていただいとございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回、町道の起点の変更ということで、このことに関しては何も問題はないと思うんですけども、そこで議案の36ページ、ここの路線名なんですかけども、戸倉中学校線、あとその近くに戸倉小学校線という表示があるんですけども、これは今後名称変更する予定があるのか、ないのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、今回も例えですが、中学校今

ここございませんので、町道戸倉公民館線というふうな名前に変更しようかというような話もございましたが、今議員おっしゃるとおり、今54ページの上のほうにも、まだ町道戸倉小学校線という名称の路線が残ってございます。そのほかにも、やはりその元あった施設の名称を冠した町道等があることから、それらを精査いたしまして、今後名称のちょっと変更をしていきたいというふうに考えてございます。道路の実態に関係のない、ほかの理由によるその記載の変更につきましては、議決要件ではなく、工事により変更が可能ということになってございますので、極端な話をしますと、路線は全然変わらないんだけど、起点と終点を入れ替えますといった、そういった行為についても工事において議決の決定は必要としないということになってございますので、そういった路線を洗い出した上で、路線名の変更ということで工事をかけていく予定としてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいま課長の説明あったように、路線名は議決案件でないということで、今後、これからいろんな変更もあるでしょうけれども、その折を見て変更していただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第38号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第38号公の施設の指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

本案は、令和6年4月1日から5年間、南三陸町スポーツ交流村を管理する指定管理者を指定したいことから、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） それでは、議案第38号公の施設の指定管理者の指定についての細部説明をさせていただきます。

最初に、私から選定経緯などについて説明し、事業者の概要等につきましては教育委員会事務局長より説明させていただきます。

議案書37ページ、議案関係参考資料は56ページを御覧ください。

議案書に記載のとおり、指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては南三陸町スポーツ交流村でございます。

指定する団体につきましては、南三陸町スポーツ交流村ウェルネスパートナーズ、代表構成員はセントラルスポーツ株式会社代表取締役後藤聖治、構成員は株式会社オーエンス代表取締役大木一雄でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者制度につきましては、多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するために、民間事業者の能力を生かしながら、サービスの向上、経費の削減などを図る目的で公の施設の管理を委ねる制度でございます。本町では、この指定管理者制度を実施している施設は現在6つございます。そのうち、今年度で指定管理期間が満了となります南三陸町スポーツ交流村について、指定管理者を公募したものでございます。

続きまして、議案関係参考資料を御覧ください。

選定に至る経過について記載してございます。応募については1事業者でございました。審査は民間委員2名を含む9名で構成しております、指定管理者審査委員会にて施設の効用の発揮、経費的なメリット、管理能力など、8つの審査項目で審査をいたしました。その結果、あらかじめ設定をいたしておりました合格基準を上回ったことから、候補者として選定したものでございます。

なお、この審査の結果につきましては、ホームページで既に公表しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、事業者の概要等について細部説明を行います。

指定管理者の候補者である南三陸町スポーツ交流村ウェルネスパートナーズは、セントラルスポーツ株式会社と株式会社オーエンスの共同事業体でございまして、現在と同じ指定管理者となります。

セントラルスポーツ株式会社は、全国各地でスポーツクラブを運営するほか、キッズスクール事業やマリンスポーツ事業、スポーツ選手の育成などの事業を行っております。

株式会社オーエンスは、ビル管理事業やスポーツ施設運営管理、文化施設のサービス管理などの事業を行っております。

両者とも、県内外での指定管理業務の実績がございます。

なお、指定管理者の業務の分担につきましては、セントラルスポーツ株式会社がスポーツの指導、企画管理など、施設の利用や運営等に係るトータルマネジメントを担い、株式会社オーエンスが施設の清掃、維持管理、点検などの総合的なメンテナンスを担うこととなっております。

当指定管理者につきましては、これまでもそれぞれの役割の中で連携を図りながら、施設の利用者が安全快適に過ごせるように努めていただいているところでございます。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点、お伺いします。

今、コロナ禍が5類に下がって、大分利用頻度も多くなってきているのかなと思われますけれども、ここコロナ3年前と比べて、その利用頻度ですね、このセントラルさん、太平ビルさんですか、その管理している中で、どのぐらいの利用頻度が多くなったのか。多分多くなっているのを期待するわけですけれども、どのような利用の仕方、利用率になっているか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 団体については増加傾向にあるというところなんですけれども、個人の利用ですか、それからジムの利用につきましては横ばいで、コロナ禍前の状況にはまだ回復していないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） コロナ禍前には至っていないということなんですかけれども、自分もそ

なんですかけれども、高齢者の方々とタイアップして、やはり健康維持のために利用率を高めるためにも、その辺の連絡をして、利用率を上げていくということも大事なことだと思いますので、その辺今後連携をしていけるか、担当課、保健福祉課と利用拡大につなげていくのかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 議員おっしゃるとおりでございますが、今までそんなですけれども、自主事業としまして、子供たち向けのキッズ体操スクールということでマット運動ですか、跳び箱ですか、そういうところの企画でしたり、子供たちの発育、発達のサポート面というところで事業を展開していただいておりますし、大人向けということでは今、議員お話しのようにヨガ教室ですか、あと椅子に座ったままの体操教室とか、それから、いきいき運動健康塾というような名前で、そういう高齢者の方々を対象とした事業の企画などもやっていただいているので、今後につきましても、そういう事業を展開しつつ、さらには新たな自主事業として取り組み、町民の方々の健康づくりへの一助となるような部分も企画しているようでございますので、そちらに期待しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長、答弁ありますか。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 高齢者の健康づくりということで、本当に今フレイルとか、そういうところもありますので、スポーツ交流村、今ちょっとすぐこの事業でというところは思いつかないんですけれども、有効に活用できるように、そういう事業があれば利用していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） せっかくこういうふうに継続してやっていただける会社さんなので、地元の人たちも使って、これを町民が健康で長生きするためにもぜひ利用して、多くの皆さんに利用されたらいいのかな、効果があるのかなと思いますので、その辺皆さんで御努力をしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほど、教育委員会の事務局長の方から答弁あったんですけれども、前議員に対して、そこで説明ではキッズとかマリンスポーツ、あとはスポーツ選手の育成などに強みがあるという、そういう最初説明があって、そのお聞きしたいのは、新たな取組へ

のプレゼンというんですか、ただ、1社しか応募なかったということで、普通、普通というか何社かあれば、いろんなプロポーザルみたいな要領があるんでしょうねけれども、そこで伺いたいのは具体にどういったプレゼンがあったのか、新しい取組に対して、今後検討していくのか、その辯伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） こちらプレゼンを、指定管理者の選定の中でプレゼンを催したはこちちらですので、私のほうでお答えさせていただくんですけれども、新たな事業展開という中では、今ほど教育委員会のほうでお答えしたとおり、キッズであったり、あと、たしかお年寄り向けというふうな企画もありますというふうにあったかと思います。あと、それに加えまして、町内の様々な団体であったり、そういうところから関心表明というのをいただいていますということで、要はどこかの団体がこのウェルネスパートナーズの指定管理に関心があるので、一緒にコラボしませんかみたいな感じだと思うんですけれども、そういうものがありますよというプレゼンもいただきましたので、新たなどこと具体に今後展開していくかについてはこれから事業計画の中かと思いますけれども、町内の中でそういうところとうまくコラボしながら、事業が進めて、新しいものが創られていくべきなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 説明で大体分かったんですけども、キッズ、あと年配の方向けへのそういう取組はあるみたいですねけれども、ちょうどもっと若い世代の方たちへの取組も期待したいと思いますので、例えばブレイキンとか、スケボーなんかもそれに入るんですけども、そういう取組もできれば検討していっていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 自主事業のほうも大分頑張ってやっていただいているようだということで思っております。

それで、新しいところでは89ERSさんと連携して、何かチアダンス教室をやれないかなというところも思っているようですし、それから、成人の方向けということでは親子で楽しめるイベントということで、スポーツの体験デーということで、これはこれまで取り組んでいただいているんですけども、卓球ですとか、バドミントンですとか、本格的にやられている方には申し訳ないんですけども、手軽にできるスポーツというところで、そういう取組の中で、スポーツ活動のきっかけづくりみたいなところでは大変貢献をいただいている

るのではないかなどというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ちょっと話の続きになるかもしれません、追加でお聞きしたいと思いましたので、お尋ねしたいと思います。

このとおり1社ということで、何かこう競争基準がなかったのが今回の公募でもありました
が、今、自主事業については前段のやり取りで分かったんですけども、やはり審査項目で
地域振興という項目がありましたので、その部分で今回の選定されたウェルネスパートナー
ズ様のほうから、何かこういう部分、地域振興について提案があったのかという部分と、今、
スポーツの話でやり取りありましたので、ここ文化施設としても活用できるものがあると思
っておりますので、文化施設として何か活用できる提案があるのか、それともこれからなの
か、その部分お聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 今、地域振興というふうな提案があったのかということでござ
います。今回いただきましたプレゼンの中では新たに、先ほどちょっと関心表明をいただい
ているというふうなところがございました。そこ実際は地域の出しておりますので、宿泊施
設等と協力して、それで例えば合宿を受け入れるですか、そういったこと。そのことによ
って、多少なりとも地域経済回っていくとか、そういったこともあろうかと思います。それ
から、あと新たに今後発足したのかどうか、総合型地域スポーツクラブとのコラボレーション
というのも、ですから、地域のスポーツ団体等としっかりとタッグを組んでというふうな
ところを考えていらっしゃるようですので、それも一つのその地域への貢献なのかなという
ふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 文化施設は確かに文化施設としてのホールを持っておりますの
で、逆にホールを活用して、従前は今年実際にどのようなものを、来年ですね、予定するか、
ちょっと承知はしておりますけれども、従前は落語家を呼んで、あそこに非常に長い行列
ができるほどの文化事業を展開していただいたということもあったように記憶しております
ので、そういったところも含めて教育委員会としっかりと協議していただきながら、議員おっ
しゃいました文化のというところについても、一定の貢献はしていただけるのかなというふ
うに思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） スポーツ交流村ですので、そのスポーツ活動の活性化というのはもちろんすごく軸となる部分でもありますし、今、御答弁いただきましたとおり、文化活動というのは本当に幅広いですし、地域でおののやっている方々もやっぱり多いと思いますので、そういった伝統芸能の文化継承とか、そういった意味も含めてぜひ、健康増進とかは保健福祉課さんのほうももちろんタイアップされると思うんですが、ぜひ教育委員会さんのほうでも生涯学習の強化ということでぜひ活用を、その指定管理者とともにやっていただくことをぜひお願いしたいんですけども、ちょっとそのもし今のコメントについて何か考えがあれば、お聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） まず、文化芸能とか、それから文化的な部分については教育委員会が事業として行っている部分もありますし、それから文化協会の方々が自主的に行われているというのもありますので、そこで指定管理者の立ち位置で連携をどれくらいできるかどうかというのは、これから期待できるところはあると思いますので、様々なやはりその文化的な交流に触れるというのがなかなかない地域でもありますので、そういった企画なりを民間のそのノウハウを生かして提案していただくよう、こちらでも、教育委員会としても連携を図りながら進めていけたらいいのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第39号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第39号公の施設の指定管理者の指定につ

いてを御説明申し上げます。

本案は、令和6年4月1日から5年間、南三陸町平成の森を管理する指定管理者を指定したいことから、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） それでは、議案第39号公の施設の指定管理者の指定についての細部説明をさせていただきます。

先ほどと同様、最初に私から選定経過などについて説明し、事業者の概要等につきましては教育委員会事務局長より説明をさせていただきます。

議案書38ページ、議案関係参考資料は57ページを御覧ください。

議案書に記載のとおり、指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては南三陸町平成の森でございます。

指定する者につきましては、太平ビルサービス株式会社代表取締役狩野伸彌でございます。

指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間になります。

指定管理者制度の効用につきましては、前議案で御案内を申し上げたところでございます。

このうち、今回指定をお願いいたします指定管理の議案になりますのは、今年度で指定管理期間が終了となります南三陸町平成の森についてでございます。こちらも指定管理者を公募してございます。

続きまして、議案関係参考資料を御覧ください。

選定にかかる経過について記載してございますが、応募については1事業者でございました。審査員は先ほどと同様、民間委員2名を含む9名で構成しております指定管理者審査委員会において、施設の効用の発揮、経費的なメリット、管理能力など、8つの審査項目で審査をいたしました。その結果、あらかじめ設定をしておりました合格基準を上回ったことから、候補者として選定したものでございます。

なお、審査の結果につきましては、ホームページで既に公表しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、事業者の概要等について細部説明を行います。

指定管理者の候補者である太平ビルサービス株式会社は、清掃業務や警備業務、施設管理、施設の運営維持管理などの事業を行っている会社でございます。当町では平成22年4月から現在まで、平成の森の指定管理者として宿泊棟や野球場、多目的広場、レストランなど、施設全般の管理運営を行っていただいております。

当指定管理者には専門的な知識や技術に加え、これまでの経験を生かして、より一層快適な利用環境の確保に努めていただくことを期待するものでございます。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 3点ほどお伺いします。

やはり1社ということなので、議案38号にも言えることなんですけれども、長年やってくると、その途中で入るという業者がほとんどいないんですね。何年もノウハウを持ってやってきていますから。そこで、この議案39号の太平ビルさん、今年は猛暑でしたので、芝が大分傷んで、管理者としてどうなのかなという、私的な思いですよ。秋にはサッカーの広場使うことができなくて、芝が養生をしないために、使う人たちに不便を来させていたのかなという思いがあります。そこで、そういう管理面をどのように指導、この太平ビルさん管理していく中で、それをどのように指導したのか、今後の指導をしていくのか、それが1点。

それと、この審査項目の中に1から8まであります。これを8までを100とした場合、この項目のウエート、占めるウエート何%ぐらいずつなのか、お伺いします。

その中で、8番の地域振興、どういうことをしているのか。

そして、また7の自主事業の提案ということで、これは何をしているのか、お伺いします。

それと今、この平成の森さんは宿泊施設を行っておりますけれども、議案38号と同じようにその利用率、稼働率といいますかね、どのような使われ方をしているのか。コロナ前と比べてどうなのか、利用が多くなっているのか、収益がどの程度出ているのか。その辺、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは私のほうから、1点目の御質問と4点目の御質問についてお答えさせていただきます。

1点目の御質問の芝の管理の状況でございまして、議員お話しのとおりですね、今年は想定を上回る猛暑のために、これまでにない芝の状態になりまして、私どもも、町民の方々も大

変驚いているという状況ではないのかなというふうに思っております。それで、要因としましてはお話しするまでもないんですが、異常気象とも言える連日の猛暑に加えまして、雨の日がほぼなかったというところでございまして、水不足というところが一番の要因だったのかなというふうになっておりまして、早速その状況を受けまして、指定管理者のほうには、まずそういう7月、8月、夏場の芝の管理の状況について、どういった状況であったのかというところをまず報告をいただいております。そして、さらにはその要因となったところにはどんな要因があったのかというところも報告を受けました。そして、では今後あの芝はどういうふうになっていくのかというところが一番の重要なところでございまして、この事態を重く受け止めまして、指定管理者の太平ビルさんには大分、町の施設なので、そういう教育委員会の立場で大分詳細な報告を受けるように指導はしました。

それで、結論からお話ししますと、使用できなくなつて、町民の方に御迷惑をかけた期間があったということは大変申し訳なく思っております。来シーズンに向けては、今、種子の追いまきですとか、肥料ですとかを今行っておりまして、徐々に根つきが始まっているところでございまして、10月の初めあたりの状態からは、大分緑が帰ってきているような状態になっております。それで、専門の業者さんのお話ですと、シーズンまでには回復するという見込みだということを伺っておりますので、今後、来年以降も同じように猛暑が続くことが予想されますので、教育委員会としても、芝の管理についてもう少し詳細な仕様というものをきちんと提示をして、協議をしながら提示をして、適正な芝の管理に努めていくというところを、今お話をしているところでございます。

それから、4点目の利用状況なんですけれども、先ほどベイサイドアリーナのときにもお話ししたように、やはり団体は回復傾向にあるようなんですけれども、個人の利用がどうもやっぱりコロナ禍前の回復までには至っていない。やっぱり一度利用しなくなると、それでも用が足りるというんですかね。それで、そんな感じになってきてしまっているのではないかということで、館長もその利用の拡大に向けて何か手を打たなくてはというところをお話しているので、今後も教育委員会と指定管理者とで、利用者の増加につながるようなことを取り組んでいかなければならぬなというふうに思っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） それでは、まずお尋ねのございました、選定に当たってどのような項目で配点がなされたのかというところでございました。説明の中で、8つの項目と言いました。

1つずつ申し上げますと、まずは平等性の確保ができているか、これは100点中5点の配点です。

それから、公共性の維持ができているのか、これも5点です。

それから、施設の効用を發揮できているのか、これが20点。

そして、経費メリットが生かされているのか、これが20点。

それから、物理的な部分での管理能力というものが15点。

人的な部分での管理能力というものが15点。

あとは、自主事業の提案に対して10点。

地域振興への提案に対して10点というふうな配点の下、各委員に配点をお願いしまして、合否につきましては、合計点数で60点以上というふうな合格基準で選定をいたしました。

続いて、自主事業の中で地域貢献に関わる部分があったのかというふうなところですけれども、今回御提案いただいた自主事業ですね、従前からやっておりますレストラン事業、そういったものは当然継続していきますということで、私もたまに利用しますけれども、とても評判の良いレストランかなというふうに思っております。

それからあと新しいものとして、楽天球団との冠を冠しているということで、そこをうまく利用しまして、スポーツ教室などができるのかということでの御提案があったようです。いずれ地域への貢献という部分もありますけれども、よく伺うのは朝晩、朝に晩にということで、周りを一生懸命歩いて健康づくりをされている地域の方々もたくさんいるというふうに聞いております。安全に、車の心配なく体を鍛えられるという場所があるだけでも、地域にとっては非常によいものなのかなというふうにも思っておりますので、様々な形で地域貢献がなされているのではないかというふうに思ってございます。

○議長（星 喜美男君） お待ちください。間もなく4時を報ぜんとしておりますが、この議案が終了するまで時間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。それでは時間延長し、議事を継続いたします。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 審査項目については61点以上の配点でということで、了解しました。

その中で、実施事業としてレストランを経営しているわけですけれども、そこは大分お客様も入っているということは承知しております。それと、事務局長が説明した芝の養生の件なんですけれども、今年は皆さんが、誰もが分かっている猛暑でした。その中で管理してい

る、平成の森さんは管理しているんです。それを分かっていて、私個人で言うならば、猫のこれぐらいの庭なんですけれども、朝晩朝晩水かけしました。こういう猛暑だから。であれば、やはりこの猛暑みんな分かっていると思うんですよ、芝がどのようになるかということ。前は職員が会社でなく職員やっていたときは、朝晩朝晩水かけして管理していたんですよ。何だ、こんなことしたたって、やっていたんだから。だから、そのぐらい芝が枯れると、お客様がいなくなる。秋には各学校がサッカーの練習だ、何だって来ていたものが来なくなる。そういう弊害が出てくるわけですよ。それだけに管理する側とすれば、責任持った仕事をしていかなきゃないということですよ。そこを今年は特別猛暑だから、そうなって仕方ないのかなという、そうでは駄目だと思うんですよ。これ何らかのペナルティーでも与えていただかなきゃないのかなと、私個人的にはそう思います。来年に向ても、もっとしっかりとやるというお話ですけれども、来年は来年のことで、今年こういうよな芝が駄目になったというのは、全部とは言わないけれども、そういう管理責任も問われるのではないかということです、私言いたいのは。そこをみすみすと、そこはみんな全国的にみんな世の中そうだから、それでよしにして、来年に向けてああしましょう、こうしましょうと言って、その結果が今年のその使えなくなつたということの要因が、半分以上はその管理だと私は思うんですよ。そういうことも業者さんには徹底して言わなきゃ、今後管理していく上でも、来年もまた猛暑が来て、また半分しかできなかつたというような事態になりかねないんです。だから、そこはちゃんと意を用いて指導していかなきゃならないと思うんですけれども。今年のそういう事態になつたことで、その使われ方が、もちろんグラウンドゴルフしている地元の人たちは、使えなくなつたということで嘆いていましたけれども。

○議長（星 喜美男君） 簡潔に行ってください。

○8番（及川幸子君） その辺、もう一度お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 議員お話しのとおり、適正な管理というところについては、その適正を欠いていたというところについてはおっしゃるとおりでございまして、先ほどもお話ししましたようにこの事態を重く受け止めまして、教育委員会としましても業者さんに対して、そういう管理上の適正というところについては再三お話ししているところでございます。

ただ、1点だけ、高齢者の方々の利用が何かちょっとできなかつた部分があつたということ

ろについては承知していなかったわけなんですけれども、実は指定管理者のほうから上がってきた報告書の中にですね、多目的広場については8月上旬から下旬にかけての3週間でコロナ禍もあって、ちょっと利用者が少なかったと思うんですけども、去年までは。今年は例にない650人ぐらいの方がいらして、なかなかそういったところ、芝を休ませるところもなかなかできなかったというところもあるようなんですね。それで、水やりのタイミングですか、そういうところがちょっと合わずにですね。そして、本当一瞬にして、ああいう枯れた状態になってしまったというところを指定管理者のほうでもお話ししていたので、来年以降はコロナ禍で利用が少なかった分を取り戻そうとして、多分いっぱい利用を促進した部分が裏目に出たというところも今年はあったようなんですね。なので、そういったところも総合的に考えながら、ちょっと利用状況等も考えていかなければならないのかなということも話しておりますので、いずれにしましても、教育委員会と指定管理者のほうと大変な費用をかけて整備した庭で、いわゆる自慢の芝でございますので、それを守っていくというのが私たちの務めであると重々認識しておりますので、適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、事務局長の答弁ありましたけれども、大枚をかけてやって、管理費も大枚、何千万円をかけて管理していただいているので、そこは今後ともゆるぎなく管理させていただきますように、指導のほうをよろしくお願いして私の質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。簡明に行ってください。

○10番（今野雄紀君） 先ほど、平成22年から同社が管理しているということでした。そこで、説明には専門的な知識、技術があってのこの今回の指定管理ということでしたが、そこで伺いたいのは、前議案もそうだったんですけども、いずれも東京の業者さんの指定管理ということなんですが、そこで伺いたいのは、地元の業者さんたちである程度組んで、指定を受けることができる可能性があるのかどうか、その辯伺いたいと思います。

あともう1点は、キャンプ場は現在使われているのか。もし使われているんでしたら、昨今ブームですので、どれぐらいの実績があったのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） いずれこの指定管理については説明の中でも申し上げましたけれども公募ですので、地元を外しているというふうなことでは全くございませんので、そこはたまたま1社しかございませんでしたけれども、議員がおっしゃるように、そういったき

っちりした能力を持って応募していただける地元の業者があれば、なお、それは当然ながら公募ですので、複数社出てくれれば競合といったことにはなりますけれども、そういったものはお断りする何者もございませんので、むしろぜひそういったものが現れてくれればなとうふうに願っているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 平成の森のキャンプ場の利用状況についてなんですけれども、昨年度、令和4年度の数値が今手元にあるんですが、件数にして161件、人数にして633人という実績があったようでございます。それで、最近の状況を、キャンプ場の状況を聞きましたところ、お一人でキャンプに来られる、それもブームなんですかね、そういった方もいらっしゃるというふうに聞いております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 指定管理の応募なんですけれども、先ほどの課長の答弁ですと、どこか町内の1社が応募するというような、そういう答弁だったような気がする。私がお聞きしたかったのは、町内1社で受けるのは多分難しいのかなという思いがしたものですから、そこで部門ごととか、いろんな何か2社、前議案でのように何社か、JVというんですか、何というんですか、組んで指定管理を受けられるような可能性が、この町内の業者さんにはあるのかどうか、そういうところをお聞きしたかったんですけれども。

あとは、昨今復興の事業も終わって、今後いろんな仕事をする上で、そういったことも視野に入れていただいたほうがいいのかなと、そういう思いがするんですけども、そこで再度伺いたいんですけども。

あと、キャンプ場のほうに関しては大分利用があるということで、ソロキャンプも多いということで分かりました。そこで、平成の森には宿泊施設あるんですけども、大きい団体でなければ、キャンプでスポーツ合宿みたいなこともできると思うので、そういったことも提案なりなんなりすることも必要ではないんでしょうけれども、大切ではないかと思いますので、今後の取組として検討いただけるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） あくまで公募ですので、逆によその町外の業者を締め出すようなことも当然ながらできませんので、町内の業者さんがジョイントで申し出ていただける分には、それはそれで可能性がないなんて申し上げませんので、町内、町外問わず、1社、あるいは複数のジョイント問わず、多くの業者が次回なりに、これ以降ですね、応募していた

だければなおさらいいのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 平成の森は宿泊棟、それから野球場、多目的広場、キャンプ場ということですね、すぐ近くに隣接してあるということで、大変利便性が高いというふうに思いますので、議員がお話しした部分についても、一案として検討の可能性を探っていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長の答弁ですと、町内でも組めば、もしかすると大丈夫じゃないかという、そういう答弁あったんですが、そこでそういった方たちがもし次のときに応募しやすいような形で、この審査項目なりなんなりを見直していくということはできるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 何だ、それは。何だ、それは。行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） ちょっと私の受け止め方が悪いのかもしれませんけれども、あくまで審査項目はどの事業者にとっても公平であるべきだろうと思いますので、今の審査項目がそこに何かしらの影響を与えていたりするのであれば、それは考える必要あるかもしれませんけれども、審査項目によって事業者さんがあきらめざるを得ないといったようなものではないのではないかというふうに思っておりますし、何よりもやはり民間の力を借りて、よりよい管理をしていくということですので、そこは何か審査項目を何か変化させてということではないと。

○議長（星 喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会す

ることとし、明8日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後4時11分 延会